

地名散歩

第74回 木偏の地名

一般財団法人日本地図センター客員研究員 今尾 恵介

子供の頃に「木偏」とか「魚偏」のつく漢字をなるべく多く挙げる競争を、きっと多くの人が経験しているのではないだろうか。3分の1が木で覆われた日本にあっては、特に木偏の地名は多い印象だ。都道府県名では栃木県と島根県だけだが、それ以下の地名は実に多い。国内に20ある政令指定都市だけを見ても、札幌・横浜・相模原・浜松と4つある。ただし札や横など植物としての木とは関係ないものもあり、そうなるここでは浜松だけだ。そんな類の「木偏地名」を探してみよう。

松は古来「縁起が良い」とされているので城名などとしても好まれ、実例も多い。たとえば島根県松江市(県名・県庁所在地名ともに木偏をもつ唯一の例)は現在の中国浙江省にある淞江に風景や産物が似ているとして、しかしサンズイを外して城名とし、愛媛県の松山

市も、勝山という小山を中心に築いた城の城下町が後に松山と命名されている。香川県の高松市も古くこの地に大きな松の木があったことにちなむというが、そもそも松が「縁起もの」ゆえに優先的に選ばれた可能性が高い。

この他に松のつく市名としては松浦市(長崎)・^{まつさか}松阪市(三重)・松戸市(千葉)・松原市(大阪)・松本市(長野)・東松山市(埼玉)・会津若松市(福島)・二本松市(福島)・^{くだまつ}下松市(山口)など数多く、これに町村を加えれば木偏のある自治体名としては日本最多ではないだろうか。

かつては林業の主役としてこれまで大量に植えられた杉は、今や花粉症の元凶というマイナスイメージが先に立つかもしれないが、当然ながら杉のつく地名は多い。しかし自治体名としては松には遠く及ばず、杉並区(東



京都市北西部の小盆地にある嵯原(しきみがはら)の地名。住所としては右京区嵯峨嵯原稲荷元町などに分かれている。1:50,000「京都西北部」平成11年修正



生駒山地東側にある奈良県平群町の榎原(しではら)と榎原(いちではら)。この戦前の地形図ルビには「ひではら」の地方訓が見える。1:25,000「信貴山」昭和2年鉄道補入

京)と杉戸町(埼玉)くらいだろうか。駅名としては首都圏で人気急上昇中の武蔵小杉と「本家」富山県の小杉(あいの風とやま鉄道=旧北陸本線)、京急本線の杉田と根岸線の新杉田(横浜市)、杉の大木から地名となった土讃線の大杉(高知県大豊町)、阪和線の杉本町(大阪市最南端の駅)などがある。

柏のつく市名は2つあって、千葉県柏市と大阪府柏原市。後者は似た発音で隣の奈良県に橿原市。カシワラとカシハラで聞き違いもあるだろうと思い、奈良県出身の知人に聞いてみたら「どっちもカシヤラやな」と片付けられたことがある。橿原市の橿の字はあまり見かけない字だが、一般的なカシの木に用いる「檜」と同じらしい。ただし檜の方は「堅い木」という発想で作られた国字だ。魚の仲間でも鰯(国字)と鰯がどちらもイワシであるのと同様、同じ木なのに違う文字はけっこう多い。楠と樟、杉と相などがそう。ちなみに橿の字は他に石川県珠洲市橿原と福島県喜多方市橿野のみなものに対して、檜の字ははるかに多い。檜原、檜山、檜尾、檜村など種類はさまざまだが西日本に多い。京都市西区の檜原(阪急桂駅の南西方)はカタギハラと読む難読形だ。なるほどカタギ=堅い木である。

カシ、カシワはどちらもドングリのなる木だが、椎(シイ)、檜(ナラ)も同様に、身近な木であるためか地名も多い。椎のつく地名はほぼ福島県以南の本州から九州までに分布しており、特に九州は密度が高い印象だ。宮崎県の椎葉などが代表例だろうか。姓にも多い椎名という地名は西武池袋線の椎名町駅で知られたが、帝国銀行椎名町支店で昭和23年(1948)に大量毒殺の「帝銀事件」が起り、その悪いイメージが祟って昭和41年(1966)に

町名を南長崎などに換えられてしまった。地名に罪はないのだが……。檜のつく地名も多く、檜原が全国10か所以上を数えるし、深沢七郎の小説『檜山節考』の檜山もいくつか存在する。檜の地名はどちらかといえば比較的東北地方に多いのはなぜだろう。実際の樹木と地名分布の対応関係は興味深い。

日常的にあまり馴染みのない木だと一気に難読地名になる。たとえば檜原という地名。京都市右京区、愛宕山の北側に位置する小盆地にあるが、仏前に供えるシキミが一带に生えていたことから命名された地名とされ、実際に近くの愛宕神社では神事に榊でなく檜を使うという。地元で調達できるからだろうか。国土地理院のネット地図(地理院地図)で検索しても、この場所の他には岐阜県揖斐川町の檜平という地名、徳島県の檜谷川の2例しか見つからない。シキミは地方訓である。

榊はさらに難読だ。正解が「シデ」だと言われても姿さえ想像できない人が私を含めて多いのではないだろうか。カバノキ科に属する広葉樹で、地名としては検索する限り奈良県平群町の榊原のみ。実に貴重な存在だが、昭和の終わり頃から新興住宅地のエリアが緑ヶ丘や菊美台などに変わって面積が減ったのは残念だ。ついでながら、隣にはこれも難読の榊原が並んでいる。イチイの木が自生していたのが由来とされるが、字に引きずられた説かもしれない。イチイは一位とも表記され、榊原もかつては一原村と書かれたことがある。榊のつく地名は滋賀県以西のみだが意外に多い印象で、奈良県のJR桜井線には全国でただひとつ「榊」のつく榊本駅(天理市榊本町)がある。この地名も古くは一本、市本などと書いた。

今尾恵介(いまお・けいすけ)

1959年横浜市生まれ。小中学時代より地形図と時刻表を愛好、現在に至る。明治大学文学部ドイツ文学専攻中退後、音楽出版社勤務を経て1991年よりフリーライターとして地図・地名・鉄道の分野で執筆活動を開始。著書に『地名の楽しみ』(筑摩書房)、『地図の遊び方』(けやき出版)、『番地の謎』(光文社)、『地名の社会学』(角川選書)など多数。2017年に『地図マニア 空想の旅』で斎藤茂太賞、2018年に『地図と鉄道』で交通図書賞を受賞した。現在(一財)日本地図センター客員研究員、日本地図学会「地図と地名」専門部会主査

NO. 736
2018 May



表紙写真
「泳げ鯉のぼり」
第32回写真コンクール入選
田村 悟●東京会

地名散歩 今尾 恵介

03 地籍問題研究会

第21回定例研究会

08 福島市における空き家等対策に関する
連携協定締結式について

福島県土地家屋調査士会 広報部長 佐藤 聡之助

10 第33回写真コンクール インターネット投票

11 第4回公開シンポジウム

「これでわかった！？官民境界2」

15 愛しき我が会、我が地元 Vol.51

山口会／岡山会

18 平成29年度 愛知県土地家屋調査士会第3回定例研修会

21 eラーニングコンテンツ追加公開のお知らせ

22 連合会長 岡田潤一郎の水道橋通信

24 第11回国際地籍シンポジウム(福岡)
研究論文募集のお知らせ

26 「土地家屋調査士白書2018」発刊のお知らせ

28 会務日誌

31 土地家屋調査士名簿の登録関係

32 国民年金基金から

34 公嘱協会情報 Vol.131

36 土地家屋調査士賠償責任保険

37 人事異動 法務局・地方法務局

38 ちょうさし俳壇

39 ネットワーク50
大阪会

40 編集後記

地籍問題研究会

第21回定例研究会

テーマ：地籍調査における筆界未定地の発生を如何に防ぐか

開催日時：平成30年3月3日(土)

13:40～17:45

開催場所：日比谷コンベンションホール

実施者：地籍問題研究会

協力者：東京土地家屋調査士会

一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会



はじめに

小柳春一郎代表幹事による主催者挨拶の後、鯨島信行副代表幹事から趣旨説明として、今回のテーマである「地籍調査における筆界未定地の発生を如何に防ぐか」について説明があった。

今回の研究会では、地籍調査や不動産登記法第14条第1項地図作成作業において、どのような理由でどの程度筆界未定が発生しているかについての現状を認識するとともに、筆界未定がどのような理由で発生したのか、事例に即して理解を深めることとされた。

3つの講演と、3つの報告、パネルディスカッションが行われましたので、報告します(以下、講演者等敬称略)。

第1部 講演

講演1「中長期的な地籍整備の推進に関する検討状況(中間取りまとめの概要)」

報告者 野原弘彦

(国土交通省土地・建設産業局地籍整備課長)

全国における地籍調査の進捗率は平成28年度末で52パーセントである。第6次十箇年計画(平成22

～31)では、21,000平方キロメートルを目標として掲げているが、平成28年度末現在で約7,200平方キロメートル達成している。

地籍調査推進の課題としては、都市部、山村部、全般についてそれぞれの課題が挙げられた。都市部(DID地区)の課題としては、地価が高いため所有者の権利意識が強く、権利関係も複雑であるため、土地所有者等による境界確認が難航するケースが多く、土地が細分化され障害物が多いため測量作業に時間を要すること、さらには土地取引等による民間の測量成果が多く存在するのにもかかわらず、地籍調査への活用が不十分であることが挙げられた。山村部の課題としては、急峻な地形や生い茂る木々などにより現地での土地所有者等の立会いや測量作業が困難であること、土地所有者等の高齢化や不存在化の進行等により、立会人の探索や人証を基にした調査が困難であることが挙げられた。全般的課題としては、災害想定地域等の優先度の高い地域での調査の遅れや、進捗状況や施策効果の評価体制が不十分であること、所有者不明土地問題への対応が挙げられた。

次期に当たる第7次十箇年計画(西暦2020～2029)に関する検討の方向性として、民間測量成果の利活用等効率的に地籍調査を進める仕組みの検討、地域課題に即応するための最低限必要な境界情報を迅速

に整備する仕組みの導入、南海トラフ地震による津波浸水想定地域等の優先地域での重点的な実施を促す仕組みの導入、地籍調査の効果を適切に評価できる仕組みの導入、地籍調査の成果を様々な分野でより広く利活用するための環境整備等が挙げられた。

一筆地調査の実績としては、平成28年度に一筆地調査を実施した地区(622,608筆)を対象とした調査において、登記簿上で所在確認ができた筆は全体の約8割(497,549筆)だった。残りの約2割(125,059筆)の追跡調査が必要となり、最終的な所在不明は約0.4割(2,526筆)となった。参考として筆界未定は1.6パーセント(10,140筆)となった。

筆界未定解消のため、平成22年度に地籍調査作業規程準則を改正し、土地所有者等の確認を得ずに客観的な資料により境界の調査が可能となった。平成28年度の全国における地籍調査では、土地所有者等の所在不明で立会いが困難であった2,526筆のうち、客観的な資料により境界を調査(準則第30条第3項)することができたものは、約25パーセント(618筆)あった。

今後、筆界未定地発生予防の観点からも、所有者調査に利用できる所有者情報の充実・整備が必要とされ、マンション等の区分建物敷地、相続人多数の共有地等、現地立会いが困難な土地における立会いの合理化や、一筆地調査効率化のため、法務局との協力(※1)、筆界特定制度の活用等(※2)、関係機関との更なる連携強化も必要だとされた。

参考

※1 地籍調査必携2018 P716 国土調査法に基づく地籍調査への協力について(平成16年6月

30日付け法務省民二第1870号)

※2 地籍調査必携2018 P719 筆界特定制度と連携した地籍調査の実施について(平成18年1月19日付け国土国第282号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

講演2「法14条1項地図作成作業の現状と展望」

報告者 金親 均

(東京法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官)

法＝不動産登記法

平成15年6月に開催された政府の都市再生本部の会合(地籍整備の推進に関する策定評価計画)において、都市再生のための施策を強力に進める前提として、法務省と国土交通省とが協力して、全国の都市部の登記所備付地図(以下「法14条地図」という。)の整備を強力に推進するという「民活と各省連携による地籍整備の推進」の方針(いわゆる「平成地籍整備」)が示された。(※1)

平成地籍整備の推進として、現況と公図がおおむね一致する地域・一定程度一致する地域においては地籍調査を行い、極めて現況と異なる地域(地図混乱地域)については法務省による地図作成作業を行い、円滑な都市開発、適正な土地取引、法14条地図化を推進することとした。

全国の登記所備付図面(地図・公図)の現状は、平成26年ベースで法14条地図の割合は約55パーセント、東京法務局管内では法14条地図の割合は約19パーセントとの報告があった。

平成27年度以降の地図作成作業の計画としては、「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」によ



る従来型作業(従来計画の面積拡大)、「大都市型地図作成作業10か年計画」による大都市型作業(新規実施)、「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」による復興型作業(新規実施)が挙げられた。

大都市型地図作成作業の実施地域は、人口密集地域(DID)、地図混乱地域、地元自治体等の実施要望がある等の緊急性、必要性のある地域、オリンピック・パラリンピック周辺地域等経済効果が大きい地域が実施区域となっている。

法14条地図作成の意義及び効果説明がなされ、現在、東京法務局でも実施されている都市部における地図作成作業の課題が挙げられた。都市部では、地価が高いため権利意識が相当に強く、また、土地が細分化され所有者数も多数に及び権利関係が複雑であることから、筆界の位置を特定するためには周到な準備や検証を行う必要がある。

筆界未定地発生防止の観点から、法務省不動産登記法第14条第1項地図作成作業規程(基準点測量を除く)についての説明があった。第21条の「一筆地調査の実施」では、手続保証として各筆の土地について所有者等の立会いを求めることとなっている。同条第4項では、相当の理由がある場合には所有者等の立会いを得ずに調査することができるとなっている。第22条の「筆界の確認」では、計画機関の職員は、書証、物証等を総合的に考慮し筆界の確認を行うものとなっている。同条第2項以下で、判決(訴えを不適法として却下したものを除く)が確定している、筆界特定がされてその後特に状況の変化がないと認められるとき等の場合には、同意の有無にかかわらず、筆界の確認を行うものとしている。それでもなお筆界の確認を行うことができないと判断した場合には、当該土地は筆界未定地として処理される。第61条「筆界点調査図の作成」では、筆界未定地については、特段の事情がない限り筆界点調査図を作成することとなっており、以後、資料として法務局に備え付けられることとなり、利害関係人のみその情報を得られる。

東京法務局大都市型地図作成作業における筆界未定率の報告があり、平成29年完了事業は0パーセント、平成30年完了事業では約1パーセントとの報告があった。

今後、法14条地図作成作業を推進するための具体的方策として、土地家屋調査士との連携、所有者不明土地に対する施策(長期相続登記未了土地の解消、法定相続情報証明制度の利用範囲の拡大)、筆界未

定に対する施策としては筆界特定制度の活用として作業機関から申請できることの検討等が挙げられた。

参考

※1 地籍調査必携P715 地籍調査の実施における法務局との協力について(平成16年6月30日付け国土国第107号国土交通省土地・水資源局国土調査課長通知)

講演3「筆界未定をめぐる訴訟と判例」

報告者 小西飛鳥
(平成国際大学法学部教授)

筆界未定をめぐる訴訟と判例として、下記3つの事例が報告された。

地籍調査の手続きに関する裁判例

事例1(広島市呉支判平成7年4月26日判例自治148号83頁)

現地調査の実施について関係者全員立ち会っていないことが問題であった事案
(事実の概要抜粋)

被告Y町は、広島県知事から昭和41年6月10日付けで本件地籍調査事業の委託通知を受け、手続を進めた。一筆地調査工程である所有者との立会いの際、原告Xが所有する土地(本件土地)の両隣を所有するXの兄が、X所有地を自身の所有地と併せて立会いをし、Y町は手続を進めた。その際、Xからの委任状は取っていない。Xは、Y町に損害賠償請求した。(判旨抜粋)

土地所有者等関係者に対する地籍調査の意義、手順の説明、協力要請から始まって、一筆地調査から成果の閲覧に至るまで、法令の定めに従って適正処理がなされていたというべきである。非常に稀な事例であると思われるが、本件土地を左右から挟む形で所有していた原告Xの実兄が、X所有の本件土地の調査にも併せて立ち会ったとみても、特に不自然ではなく(本件土地の分筆登記が事業直前の昭和41年1月、原告Xの被相続人(亡父)から相続による所有権移転登記を受けたのが同年2月)、Y町担当職員が同人をXの代理人と認めて手続を進めたことは、別段異とするに足らず、この点をとらえて手続の違法をいうことはできない。(代理人による一筆地調査の立会いは、財産の処分権限を付与されたわけではないから、委任状を徴さなかったことをもって違法ということとはできない。)国家賠償法第1条第1項に基づく損害賠償請

求については棄却した。(土地所有権確認を求める請求及び境界確定を求める請求については容認した)

事例2(旭川地判平成5年3月30日判時1487号125頁)

現地調査の通知を行う過程における手続の実施が不十分とされた事案
(事実の概要抜粋)

被告Y市は、地籍調査事業を行い、その成果が法務局に送付され、原告Xの土地(本件土地)の登記地積が大幅に減る更正がされた。Y市は、本件土地に関する地籍調査票の所有者意見欄にXの押印を得ておらず、Xの同意(承認)を得ていない。原告Xは、その当時すでに現在の住所に居住していたが、本件土地の登記簿住所は本件土地取得時の住所である旧住所のままとなっており、地籍調査に関する通知が一切届いていなかった。Xは、Y市がXの住所を把握するための調査を怠り、Xの現地調査への立会い及び閲覧期間中の申出の機会を奪ったとして、損害賠償を請求した。
(判旨抜粋)

地籍調査作業規程準則では、利害関係人らに対し、現地調査を実施する地域及び時期並びに調査に立ち会うべき旨の通知をすることや、これらの者の立会いを求めることを定め、地籍調査実施の過程における手続参画権を保障している。さらに、文書のみで行うのではなく常に土地所有者その他の利害関係人の確認を求め、これが得られない場合は「筆界未定」と調査図素図に朱書すべきとしている。現地調査への土地所有者らに対する立会いの機会を保障する手続の重要性を鑑みても、原告の住民票調査や課税課資産係へ照会するなどして現住所を調査すべき義務があったのにこれを怠ったと認められ、原告Xに立会の機会を与えず、訂正申出の機会を失わせたことについて過失があるといわざるを得ない。Xの手続参画の利益を失ったことによる慰謝料10万円(そのうち2割を過失相殺)及び弁護士費用の損害を容認した。

事例3(札幌高判平成5年5月7日判タ844号267頁、原審あり)

筆界未定地であることが競売手続取消しに当たることが争われた裁判例
(事実の概要抜粋)

地籍調査により筆界未定と扱われた土地(本件土地)について、担保権が実行され、競売開始決定がされたが、本件土地が所在不明であって特定することができないことを理由に、民事執行法第53条に

より競売手続を取り消した。債権者Xは、本件土地の所在場所は明らかであるとして同法12条により執行抗告を申し立てた。

(判旨抜粋)

本件土地は、国土調査による地籍調査の過程で筆界未定と扱われていて、境界の一部につき不明な点があったり、隣接所有者と争いがある可能性があるが、これらは訴訟等の手続で確定が可能であって、所在がまったく不明というわけではなく、競売手続による売却が可能な土地である。所在不明であるとして民事執行法第53条を適用し、同土地に対する競売手続を取り消した原決定は違法であるとして原決定を取り消した。

各訴訟と判例の説明の後、地籍調査における立会いの意味、現地調査通知の対象者、国家賠償法第1条第1項の要件説明、民事執行法第53条の趣旨説明が行われた。

最後に、地籍調査一筆地調査における立会いの確保、代理権の有無の重要性が説明された。

第2部 報告とパネルディスカッション

報告1「地籍調査における筆界未定事案」

報告者 小林 誠

(公益社団法人全国国土調査協会事業支援部次長兼
西部事務所長)

地籍調査の目的として、土地分類調査(国土調査法第2条第3項)、水調査(同法第2条第3項)、地籍調査(同法第2条第5項)の説明、地籍調査の進捗状況の説明があった。地籍調査における筆界未定事案説明の前段に、地籍調査作業規程準則(第30条)、同作業規程準則運用基準(第15条の2)説明の後、具体的な筆界未定となるケースが示され、図によるプラス表示の具体例が示された。立会所有者等の不立会による例、筆界案で確認が得られない例、土地所有者等の所在不明による例、土地所有者等の間で境界の確認が得られない例によりプラス表示の方法が示された。

報告2「渋谷区千駄ヶ谷地区14条地図整備の状況」

報告者 小木曾聡

(東京土地家屋調査士会会員・一般社団法人東京公
共嘱託登記土地家屋調査士協会社員)

平成28年度から2か年で実施された東京都渋谷区千駄ヶ谷三丁目、四丁目の一部地区における大都市

型登記所備付地図作成作業について、作業機関である一般社団法人東京公共嘱託登記土地家屋調査士協会総括責任者の小木曾聡氏により作業報告があった。地図作成面積は0.28平方キロメートル、約1,400筆の作業であった。一筆地立会作業においては、その地域性として、多数の分譲マンション敷地、法人所有地が多数あり、その場での同意を得ることが難しく、調印までに長時間を要した。提示した筆界案についての難色、不同意の理由としては、道路との筆界、登記地積との差(課税の観点から登記地積より多いことを理由とする事案)等が挙げられ、所有者の土地に対する権利意識はより高いことが、大都市型地図作成作業の特色であるとの説明があった。

報告3「筆界特定制度の活用と課題」

報告者 國吉正和
(地籍問題研究会幹事・東京土地家屋調査士会会員)

東京法務局管内の筆界特定利用状況として、平成29年度については300手続を超え、その利用は年々増えているとの報告があった。筆界特定手続の利用の報告では、筆界の確認(日本土地家屋調査士会連合会調査測量実施要領第39条)ができない場合として、立会拒否や立会不能等、筆界自体に紛争があり筆界特定制度を必要とする要因が述べられた。筆界特定手続の課題としては、処理期間、筆界調査委員指定時期、市区町等からの資料提供期間、特定測量等の必要性の判断等が挙げられた。また、各法務局

と各土地家屋調査士会の連携、筆界調査委員と法務局職員との連携、境界確定その他訴訟との連携等も課題として挙げられた。

パネルディスカッション

進 行 鮫島信行

パネリスト 金親 均、小西飛鳥、小林 誠、
小木曾聡、國吉正和

鮫島信行氏進行の下、本研究会の講演者・報告者に質問する形式でパネルディスカッションが行われた。会場からの質問を受ける時間もあり、筆界未定防止の観点から議論がされた。

おわりに

本年第196回通常国会において、所有者不明土地を有効活用しやすくするための新たな法案が提出される予定です。筆界未定地解消の観点からもその動向を注視したい。

聴講して感じたことを一つ挙げると、所有者不明による筆界未定地予防や防止の観点から、今後も不動産登記制度が国民の権利保全に活用される制度であるため、不動産取引の安全と円滑に資することを目的とした登記簿甲区における所有者情報の最新性確保が課題の一つといえます。

広報員 石瀬正毅(東京会)



福島市における空き家等対策に関する 連携協定締結式について

福島県土地家屋調査士会 広報部長 佐藤 聡之助

福島県の取組

「空家等対策の推進に関する特別措置法」は、平成26年11月27日に法律が公布され、福島県においても、平成27年8月に「福島県空家等対策連絡協議会」が設置されました。

この協議会には、県内59市町村の担当職員、関連団体が構成員として参加しており、今年2月までに6回開催され、福島会としても担当の社会事業部の部長(常任理事)と理事が出席しております。

主な会議内容は、市町村の協議会の立上げについてと各種団体の活動状況などが話し合わせ、当会も平成29年2月に行われた、平成28年度第2回の会議の席上20分程度の時間が与えられ説明する機会がありました。

その際、土地家屋調査士は、昭和25年7月

31日に法律によって誕生した隣接法律専門国家資格者であること、そして、業務内容とともに法令を基盤に公平・中立の立場で活動をしていることを説明しました。

さらに、空き家等対策に係ることとなる「空家等対策の推進に関する特別措置法案にかかる附帯決議」の趣旨に基づき、老朽化建築物の増加に伴う特定空き家など地域住民の安心安全を脅かすような問題を解消することを目的に、後日の隣地境界紛争の未然防止のため、隣地との境界標あるいはブロック塀などの境

界を示す構造物等が取壊し撤去される前に、隣接地所有者の立会いを得て境界を明確にしてから撤去するよう配慮をお願いしたいとの説明をしたところです。

福島県地方務局・司法書士会との三位一体での取り組み

平成28、29年度は、法務局、司法書士会、土地家屋調査士会の三者合同で空家等対策問題及び相続登記未了問題の解消を図るため、局長、両士会会長等と一緒に県内59市町村を訪問し広報活動に努めております。

この訪問の際、市町村が設置予定の空家等対策協議会への専門家としての参画と死亡届出の際の相続登記の促進、無用な土地境界紛争の防止を分かりやすく理解していただくよう、各団体でそれぞれ8万部のチラシを作成、持参し市民に配布を依頼したところです。

県内市町村の取組

平成30年2月現在、県内59市町村の内12市町村に空家等対策協議会が設置され、該当支部から会員1名が委員として参加しております。

そんな中、いわき市では平成28年6月に「いわき市空家等対策協議会」が設置されましたが、平成29年3月、空き家の利活用、住まいに関する相談等を事業目的にしたNPO法人「いわき市空き家バンク研究会」の立ち上げに伴い、当会にも参加要請がありました。

しかし、この法人は、主体的には不動産業者が運営し、いわき市はオブザーバー的な立場で関与するとのことであり、その活動費として、入会金10万円、年会費10万円、更に、仲介手数料の売買代金の10パーセントをもって充てるというものでした。



連結協定締結式

このため、当会の方向性と今般のNPO法人の設立目的とは異なるため、いわき市のNPO法人の活動には参画できないとの回答をしたところです。

その際、本会から会員には、各市町村における空き家等対策協議会の構成員としての参加を通じ、空き家等解体による境界標の亡失の予防や長期不在の家屋や土地の境界についての助言を行い、空き家等対策を計画的かつ円滑に実施できるよう支援していきたい旨指示しております。今後、同協議会を設置した市町村には会員を随時派遣することとしております。

福島市空き家等対策に関する連携協定締結式

今年1月23日、福島県内では初めて、福島市との空き家等対策に関する連携協定を不動産、建築、金融など10団体と共に協定が締結されました。

午後1時から、市の担当者から日程説明があり、事前に協定書11通中10通(各団体用)に署名しました。

その後、場所を締結式会場に移して、報道機関が見守る中、残り1通の協定書に署名し、参加団体を代表して東邦銀行頭取より挨拶があり、最後に報道機関による写真撮影が行われました。

連携協定締結の目的は、市民の生命、身体又は財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため、連携団体が相互に協力し、空き家等発生 of 未然防止、適正管理、流通及び活用等、総合的な対策を推進することとしております。

今後は、合同「空き家相談会」の開催、相談等に対する円滑な取り次ぎ・紹介、各団体の相互発信などの具体的取組方法を協議していくことになります。

協定締結参加団体

福島市・県弁護士会福島支部・県司法書士会・県行政書士会・県土地家屋調査士会・県不動産鑑定士協会・県宅地建物取引業協会福島支部・全日本不動産協会県本部・県建築士会福島支部・福島市シルバー人材センター・(株)東邦銀行

締結式後、シンポジウム会場へ移動し、山本副市長の挨拶の後、福島市から空き家対策についての取組報告と基調講演及び事例発表が行われました。

1. 福島市における空き家対策の取組

空き家対策等に関する窓口の一本化(開発建築指導課に空き家対策係を設置)して庁内の連携を図ること。地域連携体制、福島市における空き家の現状、将来予測、その課題、基本目標、など説明がなされました。

基調講演

I. 日本大学経済学部教授の中川雅之氏から「空家・空地の発生メカニズムとその対応」について講演がありました。

内容については、都市の不動産が活用される理由、人口増加・都市成長期の需要曲線、人口減少・都市縮小期における需要曲線や、空き家・空き地の発生要因、再分配的な住宅政策についての講演でした。

II. 東洋大学理工学部建築学科教授の野澤千絵氏から「エリアの特性に応じた空き家トリアージの必要性と可能性～埼玉県毛呂山町における東洋大学の取り組み」についての講演がありました。

内容については、売るに売れない、貸すに貸せない「負動産」と放置・放棄化した空き家の増加、空き家の流通促進に向けた条件整備(空き家トリアージ)、毛呂山(もろやま)プロジェクト2017等についての講演でした。

特に興味深かったことは、空き家を全て一緒にくたにせず、タイプ別に選別(トリアージ)し対応策を考えていき、流通促進に向けた条件整備をし、土地利用形態を再編していくこと。今後は、ストック住宅や集合住宅を作ることから、使うことへモデルチェンジ(転換)することが問われているということ。特に開発時期が古く、高齢化率の高い地区で空き家が急増しているので、地域の特性に合わせた空き家の利活用が求められていること。…なかなか空き家対策の個別対応は、根気のいることだと痛感しました。

事例発表(官民連携施策の取組)

空き家活用・促進支援制度構築検討協議会から「空き家利活用プロジェクト」について報告がありました。

内容については、住宅ストック維持・向上促進事業の活用、空き家対策プロジェクト、プラットフォームビジネスとしての全国展開、空き家バンクと業務管理システムの連携の必要性等について説明がされました。

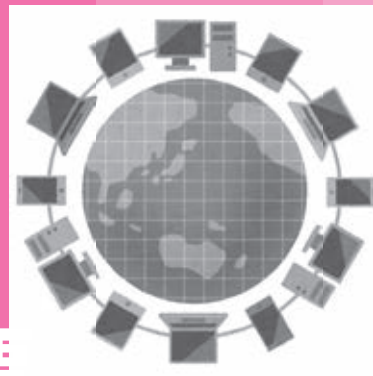


福島市空き家対策シンポジウム

第33回



写真コンクール インターネット投票



第33回写真コンクールに応募いただいた作品を連合会ホームページ「会員の広場」に掲載して行う土地家屋調査士会員によるインターネット投票は、平成30年5月31日(木)までとなっております。最も投票数の多かった作品には、「はーもに一賞」が授賞されます。

皆様からのたくさんのご投票をお待ちしております。

- | | |
|-------------|---|
| 公開場所 | 連合会ホームページ「会員の広場」→連合会からの伝達関係→日調連共済会 |
| 公開期間 | 平成30年5月31日(木)まで |
| 投票方法 | <ul style="list-style-type: none">(1) 投票する写真をクリックします。(2) 写真の拡大表示と併せて表示される「この写真に投票」のボタンをクリックすれば、投票は完了です。(3) 投票は、1会員につき1票です。(4) 投票の変更は、投票期間中は何度でも可能です。新たに投票する写真をクリックして「この写真に投票」のボタンをクリックします。これにより、従前の投票は無効になります。 |

※ 「会員の広場」は、土地家屋調査士会員以外の方はご入場できませんのでご了承ください。



第4回公開シンポジウム

「これでわかった！？官民境界2」

長野県土地家屋調査士会

越取 淳一

平成30年1月15日、公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会主催の公開シンポジウムを長野県松本市アルピコプラザホテルにて開催しました。

今回で4回目となる公開シンポジウムですが、事前に協会役員が地域の市町村の担当部署に案内を配布したため、参加者の6割が官公庁の担当の方々のご来場になりました。

第1部 基調講演

今回は講師に日本土地家屋調査士会連合会元会長で顧問の西本孔昭氏が「道路・水路をめぐる境界立会—実務と課題—」をテーマに講演をされました。長年の土地家屋調査士業務から得た経験を基に土地家屋調査士制度についての話(土地家屋調査士発祥の地が松本市であることもPRしていただきました。)など初めて聞かれる方も多かったのではないのでしょうか。

「今日は官公庁の方も大勢いらっしゃるようなのでお話しします。皆さんは普段境界立会いでご苦労されているとは思いますが、今までのやり方で将来大丈夫ですか？じいさんが山へ芝刈りに行ったあの道や馳道駅路、様々な経歴を持った道、水路が存在します。今私たちの環境は時代の進歩とともに様々な技術を使うことができます。GPSは当たり前で国家座標をもって境界確認をすることができるようになってきましたが、筆界と管理界を誤って考えている方が大勢いらっしゃる。水路底に境界点が測量結果として出たとすればそこが筆界になるのです。皆

さん困ってしまうでしょうが、原因を調べれば必ず答えはあります。その時は是非お近くの土地家屋調査士・公嘱協会に相談してください、一緒になって考えます。」

その上で地図を調査する際の注意(作成における時代背景や作成者の意図など)また、法定外公共物の譲渡の沿革、空き家にならないための方策など不動産に係る様々な問題について講義されました。特に、筆界特定制度については、「官公庁の皆様におかれましても是非利用していただきたい。今般、所有者不明の土地については境界立会いに困難な場合であっても筆界特定制度の中で所有者(立会者)を探し出すことができる場合もあるので、立会者が見付かり境界確認ができるのであれば、例え筆界特定の取下げになったとしても問題を解決することもできます。」

最後に、会場からの道路境界確定の質問を受け、あくまでも筆界をもって確認を行うべきとの回答をされ講義を終了しました。

第2部 パネルディスカッション

コーディネーター

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 副理事長

三原 雅氏



パネリスト

日本土地家屋調査士会連合会元会長 顧問

西本孔昭氏

公益社団法人長野県公共嘱託登記司法書士協会
理事長

田幸良友氏

長野県土地家屋調査士会 会長

松本誠吾氏

公益社団法人埼玉県公共嘱託登記土地家屋調査士
協会 理事長

加藤 実氏

公益社団法人長野県公共嘱託登記土地家屋調査士
協会 理事長

塩川 豊氏

基調講演を受け、コーディネーター進行の下、パネルディスカッションが行われました。

最初に、パネリストの方々から自己紹介を兼ねそれぞれの立場で不動産に係る問題や意見を述べていただきました。西本氏から前半の講義につき会場の皆様にお礼の言葉を述べられ、「これからは環境の変化や様々なことに注意が必要になってきます。オリンピックに向けて大勢の外国の方が訪れるに当たり地図の記号も変わりつつあります。皆さんが学校で教わった記号さえ変わっていくことになると思われます。」

続いて、司法書士協会の田幸氏より「私たちは境界確定についてはその前後で関わることになるかと思われま。境界が確定した後に現実との相違があれば実態に合う形の手続をすることになります。また、先ほどからお話しが出来ます所有者不明の土地については九州の面積を上回るともいわれています。法務省では50年以上登記が動いていない不動産については、相続人が誰なのか調査をすることを行うようですが、私の仕事でも実際相続の手続を始めてもなかなか進まずに止まってしまっているケースがたくさんございます。相続人の数が100人以上になり、これ以上の調査は費用が掛かるのでやめていただきたいと依頼人からの話もありました。」

残りのパネリストの方々からも自己紹介等を話していただいた後、司会者から今日のテーマで必ず理解しておかなければならない用語につき、業界用語

の説明をとのことで、塩川理事長から「私たち土地家屋調査士が普段扱っている筆界、所有者の方々が自分で思っている、あるいは占有している境界が所有権界、行政が道路法・河川法等により管理しているところの管理界、区別して理解ができてないと難しいことです。道路の中にはいまだにたくさんの民有地が存在しており道路の境界と個人の境界が相違している場合があります。本来であれば同じであることが一番いいのですが。」

続いて、司会者から普段境界立会いを行う際に実際どんな準備をして、どんな流れで境界確認をしているのか会場の皆さんに説明をとのことで、長野会松本会長から「目的によりますが資料調査をした上で現地調査で状況確認し、立会い当日に備えておきます。今般は隣接地所有者をはじめ周囲の方々にはあらかじめ挨拶等の手配をして問題等が起きないように心掛けております。」また、埼玉会の加藤理事長から「私も埼玉の場合は、行政との立会いのときには契約されているコンサルタント会社の職員の方や公嘱協会、個人の土地家屋調査士の方と境界確認をする場合も見受けられます。」

塩川理事長が「申請地が道路あるいは水路に面している場合に、境界確認をするために対岸の所有者にも立会いを求めてくる官公庁も見受けられますが、その場合でも管理界なのか筆界なのかははっきりしておかないと難しくなってしまう行政の方も苦労なされているのではないかと思います。立会いを求める法的根拠についてはあまりしっかりしていませんが、筆界と管理界をしっかり認識しておれば行政の皆さんもやりやすいと思います。」

続いて、司会者が境界立会いにつき困った事例についての問い掛けに、西本氏から「地域による慣例の違いを認めなくてはならない。民法が制定される前に全国の慣例を調べた書籍もあります、その地域で境界の決め方が存在しており、その大多数をもって民法が制定されているのであって絶対ではありません。やはり現場に赴き自分の肌で感じること、そこで暮らしておられる方々からたくさん話を伺うことを何よりも大切に思っています。」

その後はパネリストの皆さんから色々なお話があり、境界確認の難しさを再確認したところであります。

最後に、会場から質問を受ける時間を取りまし

た。会場から、「道路の拡幅事業をする際に法務局の地積測量図をつなげてみると現況の道路とかなりずれてしまい困っているが、そんなとき、土地家屋調査士の方はどんな技術を使って解決しているのか教えてほしい。」との意見が出ました。パネリストからの回答は「当時の測量技術などを考えながら、現況の道路と図面の正確性及び成り立ちなどを考慮して、正しい部分や間違っている部分を見極めて原因

を探ってみます。アナログ時代の測量図を絶対的に当てはめることはあまりお勧めできません。」との返答にてご理解願いました。

時間の制限もありパネリストの皆さんから今日の感想等お話をいただき終了といたしました。また、次回は行政に携わる方からの意見や問題につきシンポジウムを開催する予定であります。

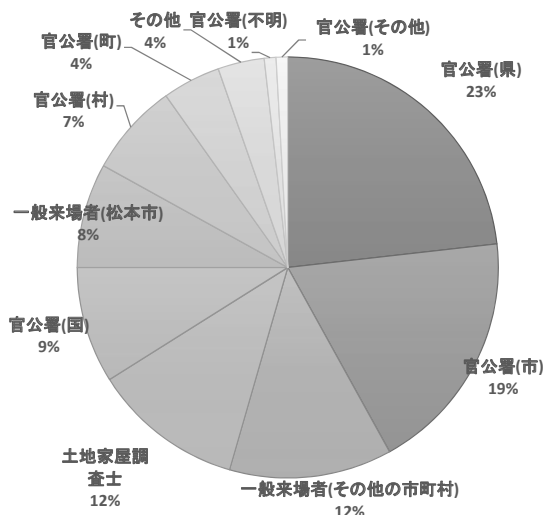
2018.1.15 第4回 公開シンポジウム講演会来場者アンケート 集計結果

【アンケート回答者】

☆アンケート回答者数：112名

☆当日参加者数：154名

参加者は、講師、官公署、一般、司法書士、土地家屋調査士(役員含む)。



内訳(記載のあったもののみ) (名)

一般来場者(その他の市町村)のうち

安曇野市	5
小諸市	2
諏訪市	1
須坂市	1
長野市	1
上田市	1

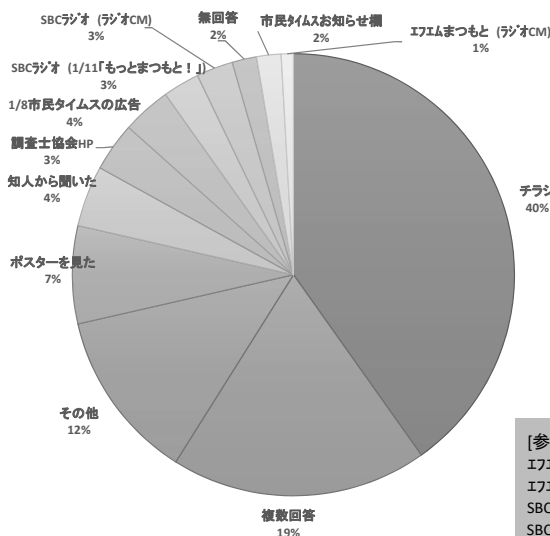
その他のうち

松本市 不動産業	1
宅建業者	1
宅地建物取引士	1
弁護士	1

官公署名のうち

長野県農業開発公社	1
生坂村	1
岡谷市	1

【1.本講演会をどのように知りましたか】



複数回答19%(33名)内訳

チラシのほか、	(名)
職場(回覧上司)	4
ポスター	3
調査士協会HP	2
SBCラジオ(1/11「もっとまつもと！」)	1
知人から聞いた	1
県からの通知	1

ポスターのほか、	(名)
1/8市民タイムス広告	2
1/8市民タイムス広告 と ラジオ複数	1
チラシ と 広告・ラジオ複数	1
上田での研修の際	1
調査士からの案内	1

1/8市民タイムス広告のほか、	(名)
エフエムまつもと(1/11「夕暮れ城下町」)	1
市民タイムスお知らせ欄	1

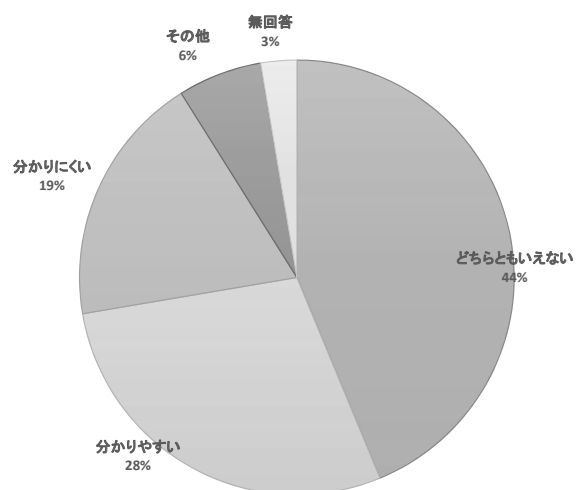
市民タイムスお知らせ欄のほか、	(名)
SBCラジオ(1/11「もっとまつもと！」)	1

その他	(名)
宅建協会(メルマガHP)	4
調査士からの案内	3
公債協会から	3
職場回覧	2

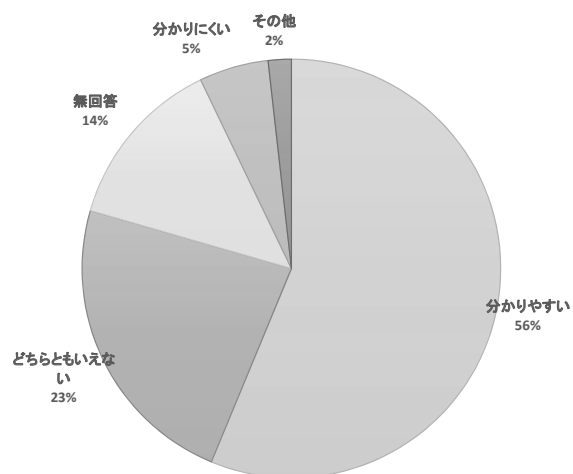
[参考] ラジオ別集計(複数回答は延べ人数)

エフエムまつもと(1/11「夕暮れ城下町」)	… 1名
エフエムまつもと(ラジオCM)	… 2名
SBCラジオ(1/11「もっとまつもと！」)	… 7名
SBCラジオ(ラジオCM)	… 4名

【2.基調講演内容について】



【3.パネルディスカッションについて】



愛しき

我が会、我が地元

Vol. 51

『愛しき我が会、我が地元』は、全国50の土地家屋調査士会の特色ある取組や近辺の観光地、特産物、著名人等を紹介するシリーズとして2014年3月号から連載を開始し、2018年4月号をもって全ての土地家屋調査士会のご紹介を終えることができました。寄稿くださいました各土地家屋調査士会、会員の皆様、心より感謝申し上げます。

2年後の2020年に土地家屋調査士制度は70周年を迎えることから、連合会広報部では「土地家屋調査士会の広報活動」を紹介する新シリーズを企画しました。土地家屋調査士会の魅力ある広報活動を、全国へ発信していただくと幸いです。

日本土地家屋調査士会連合会 広報部



山口会

『「土地家屋調査士PR(啓発)活動」について』

山口県土地家屋調査士会 広報部長 周原 稔

連合会会報「土地家屋調査士」の新連載として、第1回の投稿に山口会が指名されましたので、山口会・広報部としての取組についてお話いたします。

私は現在、広報部長として2期目になりますが、土地家屋調査士一人一人が広報部員であれ！を念頭に置き、広報部としてまず事業計画に「土地家屋調査士の知名度アップのための広報活動を展開する」ことを掲げました。

就任当初、会報「やまぐち」の内容に関して会員の方から「マンネリ化しており廃止したら…」との厳しい言葉もありましたが、継続することが大事との助言もいただきましたので、まず、会員各位に満足してもらえる会報誌の製作に着手しました。その一つとして、会員参加型の『事務所紹介コーナー』を新設し、毎号2名ずつ会員に投稿をお願いしました。会員の知られざる一面が垣間見られたりして、なか

か評判もよく、会員相互間に新しいつながりができるのではないかと期待しています。

第2に、会員一人一人の広報活動という意味も含め、会則に定められている「表札」の設置に力を入れています。

第3に、PR及び社会貢献として、現在、県下の高校生を対象に3校で出前授業を実施していますが、下関支部におきましては有志会員が数名ずつ測量実習の手伝いをして、生徒とコミュニケーションを図りながら座学を実施していますので、生徒も真剣に講義に耳を傾けてくれるようです。やはり、生徒の気持ちを掴んだ成功例といえるでしょう！

また、今後、高齢化社会が進んでいく中で、空き家問題、相続問題等につき、土地家屋調査士の立ち位置を高齢者に発信していくことも必要不可欠であり、我が会においても老人ホームなどへのアプロー



チを模索しています。

最後に、山口会・広報部では、鹿児島会が斡旋しているオリジナルウェアの着用を会員に推進しています。土地家屋調査士のロゴが入った作業着等を着用することで無言のPRになると考え、実費の2割を山口会で負担して広報活動を展開中です。

個人はもとより、各支部においても、相談会での着用のための備付けや研修会参加者への配布等々、徐々に浸透しているように感じます。岩国支部研修会においては、ウェアを配布することで出席率が9割にも達し、結果的には良い研修会が実施できたとの報告も挙がってきています。近年、研修会への出席率の低下が我が会においても例外ではなく、本末転倒との批判もありますが何かヒントになるような気がします。

いずれにしても、地道な草の根活動と同じで一朝

一夕に答えの出るものではありませんが、これからも温故知新(維新)の気概を持って山口会の一助として役職に邁進していきたいと念じています。



岡山会

『土地家屋調査士の広報活動 岡山会の取組』

岡山県土地家屋調査士会 広報部長 眞田 太

今年に入って間もない1月下旬、岡山会事務局から1通のメールをいただきました。内容は会報『土地家屋調査士』への寄稿依頼でしたので、まず始めに思いついたのは、誰かに原稿作成の依頼をすることでした。頼める人も限られる中、頭の中で何人かの候補者を立てて、どんな言葉で切り出そうか悩み始めていました。しかし、寄稿テーマ(掲題のとおり)を目にして、自分自身が広報部長の立場にあることを思い出し、自ら寄稿することとしました。実は、この寄稿依頼をいただいた直前の週、平成29年度の広報部事業の確認、来年度の広報部の事業計画について広報部会、広報委員会で話し合ったばかりだったのです。そんなわけで、会員のどなたかに依頼するわけにはいきませんし、岡山会が取り組んでいる土地家屋調査士の広報活動について報告したいと思います。

現在、岡山会における土地家屋調査士PR活動を紹介しますと、出前講座、広報グッズ頒布、マスメディア広告、無料相談会等々が挙げられます。また、平成30年度に予定している広報事業としてCV(コ

ミュニティビジョン)の利用、岡山大学での『不動産登記法』講座開設(寄附講座ではありません)となります。簡単に内容を順番に紹介いたします。

まず、出前講座ですが、これは全国的にも実施されていることと思います。岡山会では平成29年度に岡山下の県立高校2校と市立中学校1校において出前講座を実施しました。3校合計で約200名の生徒さんを対象に合計6時間の講座を開くことができました。準備期間も少ない中、出前講座PTを少人数で構成し、それぞれ講師、サポート等々の役割を担い、何とか形にはなったと思います。打合せを担当していただいた先生からは、2回目以降の開催についても承諾をいただくことができました。ただ、不動産登記法、境界、登記等々、多々ある専門用語を見たことも聞いたこともない高校生に『土地家屋調査士』をPRするには、こちら側もっと配慮と努力が必要だろうと感じました。平成30年度も別の2校で出前講座を開く予定で交渉中ですので、『伝え方』について十分検討したいと考えています。

続いて、広報グッズです。岡山会では数年前に『う

ちわ』を作成し、頒布しています。しかし、残念ながら、作成した年度には勢いよく配布したようですが、配布枚数もかなり失速し、現在では調査士会館の2階会議室の片隅に段ボールに入ったまま、数千枚のうちわが放置されています。各会員へ配布をお願いしたり、何かしらのイベント時に配布したりなど、微力ながら対応してきていますが、ほとんど在庫は減っているようには見えません。季節的なことも考えれば頒布する時期も限られ、仕方がないのかもしれない。ただ、さすがにこのままではまずいので、次回、『土地家屋調査士の日』無料相談会の宣伝用に、無料相談会のチラシと一緒に県下全般での配布を計画しています。各支部役員の協力の下、相談会当日の1週間ほど前に各会場や駅、スーパーの駐車場で配布する予定で、会議室が少しでも広くなることを期待しています。

マスメディア広告は、新聞広告、テレビCMでの広報活動ですので説明は不要かと思います。当然ですが、もう少し費用が安価であれば、手間も少なく最も利用したい広報手段です。この他、平成30年度の広報事業としてCV（コミュニティビジョン）の利用を検討しています。コミュニティビジョン(CV)とは、市役所、支所等々のロビー、待合所等々で設置してあるモニターでのCM放送のことです。PR動画を作成、放映し、一般市民の方々へ『土地家屋調査士』を知ってもらおうと考え、広告会社へ問合せをしたところ、思ったほど高額ではないため、何とか実現したいと思っています。

最後に、岡山大学法学部での『不動産登記法』講座です。とはいっても既に岡山県司法書士会が10年以上継続してきた事業の片棒を担がせていただけたため、是非とも協力をさせていただきたい、と手を挙げたという経緯です。内容は大別して、不動産登記法の表題部と権利部を、それぞれ土地家屋調査士と司法書士が講義を担当する計画です。司法書士会はこれまで表題部に関しても、必要最小限に触れながら講義を行ってきたそうですが、学生が不動産登記法により興味を持ち、知識を深めるためには、表題部のより詳細な解説も必要と

の考えに至ったことにより、持ち上がった事業計画です。

平成30年度の12月から2月の毎週金曜日の8週間、16コマの講義を担当しなければなりません。出前講座PTと同じく、岡大講座開設PTを岡山会会員の約10名で構成しており、現在、平成30年度シラバスを岡山大学へ提出、承認されたところです。今後、準備しなければならないことが山積みな事業ですので、かなり気力、体力を費やすことになりそうです。

以上が岡山会が取り組んでいる土地家屋調査士PR活動の概略です。広報やPR活動、啓発活動と呼ばれるものは、はっきりとした答えがなく、効果が見えてこないものです。単位会の広報部長という立場にいる者が話すべきではないかもしれませんが、ここで紹介しました広報活動等々は、一か月や半年で目に見える効果があるとは、到底、思えません。10代の子供たちに土地家屋調査士を語ったところで、来年の土地家屋調査士受験者数が飛躍的に増えるわけでもありません。ただ10年、20年先に土地家屋調査士の知名度が少しでも上がっていれば、意味があることだと思います。ほんの少しの努力を続けることができれば、多少なりとも良い結果が、何もしないよりは良い結果が待っているのではないかと思います。などということを考えながら、広報部長の職を務めていきます。



平成29年度 愛知県土地家屋調査士会 第3回定例研修会

平成30年2月21日、ウインクあいちにおいて、愛知県土地家屋調査士会の第3回定例研修会が開催された。

今回の研修会は「防災と狭あい道路解消」～土地家屋調査士の取組み、使命～と題し、会員(320名)のみならず、議員の先生方(40名)や市町村の関係部署の職員の方々(43市町村97名)とたくさんの参加をいただいた。

防災意識を高めるため、会場内にサイレン(Jアラート)を鳴らして開会した。

第1部 講演「狭あい道路放置は人災」

愛知県土地家屋調査士会 会長 伊藤直樹氏

戦時下ということもあり、地元で起こった昭和19年の東南海地震(死者438名)、その一月後の昭和20年の三河地震(死者2,306名)については、あまり知られておらず、それから73年間、愛知県民は地震を体験していない。南海トラフ巨大地震が予想される中、狭あい道路に面する空き家等が倒壊し人命に関係してくることを考えたときに、土地家屋調査士として狭あい道路から防災問題に取り組む決意をしたと、今回の研修テーマ選定の理由を述べられた。

土地家屋調査士は、日常業務として建物の新築登

記、境界確定測量などを行っているが、そこで出会う狭あい道路にひそむ危険性について認識するところから始めなくてはならない。そして、その危険性を解っていないながら説明しないことが、被害の拡大につながることを訴えられた。

第2部 時局解説「日本の防衛と防災」

前参議院議員(元内閣官房副長官) 鈴木政二氏

最初に、冒頭にあったサイレンとは異なるサイレンが鳴り響いた。Jアラートでも有事関連情報を伝えるためのものだそうで、弾道ミサイル、航空攻撃などが対象である。私も初めて聞きました。防災は人命に関わること、もう一つ防衛に関しても人命に関わる大事なことということで、このテーマを選ばれたようだ。

日本の周辺事情は緊張が高まっており、北方領土や竹島、尖閣諸島などを例に挙げ、特に近時では北朝鮮のミサイルの脅威が現実のものとなっていて。日本では二度の原爆投下があり、政治の決断が遅れると十何万人の国民が死ぬという経験している。資料材料を集めて政治が早く決断することが大事だと思う、と政治家としての意見を述べられた。

また、義憤という言葉(人の道に外れたことに対して発する怒り)を紹介され、この研修を機に義憤



をもって官民が一体となって取り組んでいただきたいとエールをいただいた。

第3部 「狭あい道路解消～市町村取組みの現状と土地家屋調査士の使命とは」

パネリスト

名古屋市議員
岡本善博氏
岡崎市建築部建築指導課 課長
鈴木広行氏
春日井市まちづくり推進部都市政策課 課長
山田 仁氏
岡崎市消防本部予防課 課長
柴田明男氏
愛知県土地家屋調査士会 会長
伊藤直樹氏
公益社団法人愛知県公共嘱託登記
土地家屋調査士協会 理事長
伊藤秀樹氏

コーディネーター

愛知県土地家屋調査士会 熱田支部長
小島篤実氏

まず、コーディネーターの小島氏から、狭あい道路と名付けられた道路が法律上の定義はなく、行政が使用する場合、主に4メートル未満の建築基準法第42条第2項道路を指し、国土交通省の定める狭あい道路整備等促進事業では、2項道路、3項道路、未指定の通路などを狭あい道路としていること。また、自治体によっては、細街路とも呼ぶとの紹介をされた。また、会場で配布された冊子「狭あい道路読本」の中から、県内各地の事例を挙げ、狭あい道

路に接する土地に多く空き家が点在していることを示された。

消防本部の柴田明男氏からは、次のような報告があった。古い木造家屋の密集地では、道路が狭く消防車が入れないなどの活動障害があったりする。こういったエリアでは、所轄の消防署が消防用の消防戦闘図を作成して活動方法を常に検討している。また、南海トラフのような巨大地震が発生した場合、一番心配されるのは倒壊家屋による道路の閉塞で、火災が起きてしまうと延焼拡大による犠牲者が多数発生する可能性が大きくなる懸念がある。阪神淡路大震災以降、消防では火災の鎮火が最優先というようにされている。しかし、道路が通れないということになれば消防車が現場にたどり着けない、放水活動ができないことになり、消防としては致命的である。また、大規模災害ともなると、消防の人員や車両にも限界があり、断水も考えられるためその時には河川からポンプで中継して放水活動をするようになる。がれきの撤去も必要であるし、大規模災害が発生したときには厳しい活動が予想される。

次に、各パネリストがそれぞれの立場から、現状と取組状況の報告があった。

岡崎市の鈴木広行氏からは、次のような報告があった。岡崎市は、県内で唯一狭あい道路の拡幅整備に関する条例を制定している。条例制定の経緯として、平成16年当時はなかなか狭あい道路整備が進まない中、近隣市町村の調査をしたところ先進市として浜松市が平成14年に条例を制定して施行したことが分かった。住民意識などを把握するためにアンケートや説明会を開催し、現状と課題を調査した。調査結果は予想に反して、日常的に不便を感じている住民が意外と少なかった。一方、消火活動や避難経路の確保について不安を抱いている人が多くいることが分かった。行政の課題としては、建築指導課や道路維持課など複数の課の連携が必要なが分かった。市民から見た課題は、通過交通が増える心配がある、後退用地を買ってほしい、手厚い支援や補助を求める意見や、敷地が狭く家が建たなくなるといった意見があった。先進自治体による様々な制度や対応策を踏まえ、市民の意見を検討し、①建築基準法を補完する道路指定地のルールの強化、②道路後退義務に対する誘導支援策、③関係部局の協力体制の強化の対応方策を決定した。平成17年





の議会に上程し、平成18年4月に施行。11年間の実績は3,990件の事前協議のうち1,484件を公嘱協会に発注し、狭あい道路を解消している。毎年、狭あい道路に関する要望が上がっており、議員並びに市民の意識は高いと感じている。測量分筆費用は年に6,000万円、補助金と隅切りの奨励金は年に2,500万円。路線としての整備については、平成22年から28年まで国土交通省の狭あい道路整備等促進事業の交付金を充てている。

春日井市の山田仁氏からは、次のような報告があった。春日井市では、狭あい道路拡幅整備要綱のほか、「街づくり支援制度」を使って取り組んでいる。

「街づくり支援制度」の目的は、狭あい道路に関するものだけでなく、地域の問題について地域の方々に集まって協議していただき、地域コミュニティの醸成を図ることや地域の絆が深まることを期待して、その活動に対して市が支援するもの。

条件としては、地域で街づくりについて5人以上の団体を作って、町内会長、区長の承認を得る必要がある。通常の狭あい事業では用地は寄附、支障物撤去は全額地主負担であるが、「街づくり支援制度」を活用すると固定資産税路線価を基準に買い取り、支障物撤去の費用について一部補助があり優遇されている。また、地域の事情に合わせた道路中心線の設定が可能になる。副次的効果として、自分たちの住む町の環境改善について地域の人たちが何度も話し合うといった交流の機会を促し、地域の絆を深めることを期待した制度である。

現在3つの地区で完了し、4つ目の地区で整備が行われている。

名古屋市岡本善博氏からは、次のような報告が

あった。名古屋市では平成17年から「生活こみち整備促進事業」があり、2地区のモデル地区において実施している。

「生活こみち整備促進事業」は、建築基準法に基づいた後退用地に対する補償整備費用や工作物の移転費用に助成している。昨年の実績は2地区で38件(利用率13%)と事業効果は薄いように思われる。地域の声として、後退用地にプランターを置きたい、敷地が狭いので駐車場として利用したいなど、個人の自由な利用を制限されることに危惧する人が多いようである。

実務の担い手として公嘱協会の伊藤秀樹氏からは、協会設立当初から豊田市の狭あい道路事業についてお手伝いしていること、現在20市町において狭あい道路に関する分筆嘱託登記等をお手伝いしていることの紹介。狭あい道路については災害時だけではなく、生活道路確保の観点からも大変重要で、介護施設の送迎車や移動浴槽車の利用についても支障が出ていること。現況道路と筆界の位置が異なっていた場合の問題点など、土地家屋調査士の使命として筆界と所有権界の一致を見て、そんな境界を決めて道路後退をするということが大事だとの認識を示された。

今後の取組として名古屋市の岡本善博氏は、「生活こみち整備促進事業」のエリア撤廃、地域の合意形成のできた路線を選択した上での推進などを挙げられた。岡崎市の鈴木広行氏は、自主後退後の後退杭の履行の徹底や路線での整備の促進を挙げられた。また、春日井市の山田仁氏は、市民との協働の必要性を訴えられた。消防本部の柴田明男氏は、消防として直接狭あい道路解消をしていくことは困難であるが、市の関係部局の協議の場では、積極的に消防として狭あい道路の危険性を発言していきたいと考えていると抱負を語られた。

最後に、愛知会長の伊藤直樹氏から、南海トラフ巨大地震の震源地であるこの愛知から、狭あい道路解消宣言ができるように、県下各市町の要綱や条例を我々なりに研究させていただき、来年の1月15日に市民公開型のシンポジウムという形で開催する旨の発表をされて、研修会は終了した。

広報員 中嶋茂(愛知会)

eラーニングコンテンツ追加公開のお知らせ

追加したコンテンツ一覧

平成29年度制作

	コンテンツ名	CPD ポイント	時間	講師
1	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(改正債権法その1)	2	2時間	相場中行
2	土地家屋調査士基礎研修 民法講義(改正債権法その2)	2	2時間	相場中行
3	経営戦略立案の基礎 ～士業事務所の経営戦略策定の観点から～	1	1時間	山田豊文
4	マーケティングの基礎 ～士業事務所のマーケティングの観点から～	1	1時間	山田豊文
5	不動産の権利の変動に関する法的知識	1	1時間	鈴木大介
6	不動産の価格の決まり方 ～わかりにくい不動産の価格を理解する！～	1	1時間	清田 功
7	相続に関する法律知識 ～相談対応の最低限の知識の取得～	1	1時間	羽賀智子
8	ヒューマンスキル・パート1 ～総論～	1	1時間	斉藤みずほ
9	ヒューマンスキル・パート2 ～各論(ケース)～	1	1時間	斉藤みずほ
10	地域社会学の概要 ～地域を理解する～	1	1時間	大野純一
11	土地家屋調査士としてのパーソナルライフプラン	1	1時間	羽賀智子
12	不在者財産管理制度と土地家屋調査士 ～土地家屋調査士業務との関連から～	1	1時間	鈴木大介

アクセス方法

- ・ 「日本土地家屋調査士会連合会ホームページ」→「会員の広場」→「eラーニング」
- ・ 「会員の広場」へのアクセスにはID・パスワードが必要です。ご不明の場合には、連合会事務局までご連絡ください。

CPDポイント

- ・ コンテンツを最後まで視聴することで、自動的にポイントが付与されます。
- ・ 視聴履歴が残るため、複数回に分けて視聴しても差し支えありません。
- ・ 同じコンテンツを何度視聴しても、ポイント付与は初回視聴分のみとなります。

連合会長

岡田潤一郎の水道橋通信



3月16日
～4月15日

水道橋の町にも新緑の季節がやってきました。窓の外では、一年中で最も爽やかな風の中で若葉が揺れています。連合会会長室に閉じこもって会務に当たっていると季節感に乏しい空間ゆえに、「鯉のぼり」のオブジェを飾ってみました。挨拶に来られるお客様にも好評です。



3月

18日 上原兼雄氏の黄綬褒章受章を祝う会

上原兼雄先生の祝賀会に出席するため、早春の長野駅に到着。信州の山々の表情もなんとなく春めいて見える。上原先生は、現在も長野県土地家屋調査士政治連盟の会長として活躍いただいております。祝辞の中で、制度の発展と次代を担う後進の指導を賜りますよう、お願いもさせていただきました。

19日 「第13回塩崎恭久と明日を語る会in大阪」

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長の塩崎恭久議員と語る会が大阪で開催され、近畿一円から40名を超える土地家屋調査士が参集すると聞き、連合会長としてお邪魔させていただく。近畿地方の経済界からも多くの皆さんが参加されており、ご挨拶させていただいた。

20日 一般財団法人日本地図センター 第13回評議員会

連合会として一般財団法人日本地図センターの評議員を拝命しており、会議に参加する。近年の地理離れや紙地図の販売数減少等、地図を取り巻く環境も厳しいものがあつたが、報告によると穂高岳等の有名観光地が載る地図を扇子に加工して販売してみたり、学校教育における地図・地理学習の充実に資する活動に力を入れるなど、斬新で、とても参考になる事業執行を行っている様子である。

20日 第2回所有者不明土地・空き家問題対応PT

本年3月9日に閣議決定された「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法案」を受けて、標記PTを開催し、連合会としての今後の対応策やスピード感を意識した戦略を協議。

20日 登記基準点有識者協議会

登記基準点に関する様々な提言やご意見をいただいている有識者の皆さんに集まっていただき、認定状況、検定等に関して協議会を開催した。

29日 寶金敏明氏との打合せ及び懇談会

当連合会が、かねてよりお世話になっている寶金敏明先生にお越しいただき、小野副会長、柳澤専務理事、鈴木常任理事と共に筆界論及び筆界確認行為に関しての法的理論等について意見交換させていただく。

4月

1日 海野敦郎氏黄綬褒章受章祝賀会

前期まで共に副会長として活動していた、神奈川会の海野先生の祝賀会に出席。海野先生は、私とは大学の先輩でもあり、勝手に兄のようにお慕いさせていただいてきた。たくさんの笑顔の中での祝賀会のフィナーレは、我らが母校の東京農業大学全学応援団による、「青山ほとり(大根踊り)」が披露され、会場内は凜とした空気に包まれた。

2日 第11回国際地籍シンポジウムに関する打合せ

今年は、国際地籍シンポジウムの開催を連合会がお世話する。11月21日(水)に福岡市での開催を予定しているが、準備のための打合せに出席し、メインテーマや募集する論文の内容、参加国への連絡、タイムスケジュール、人的配置等々を確認するとともに指示を行う。福岡県土地家屋調査士会の皆様にも多大なる協力をお願いさせていただく次第である。

2日 民事第二課職員離任挨拶の応対、地籍整備課職員離任挨拶の応対

新年度となり、日頃よりお世話になってきた法務省及び国土交通省の皆さんも転勤時期でもある。連合会事務局まで離任のご挨拶に来られ、各々に対応させていただく。

3日 民事第二課職員着任挨拶の応対

前日に関連して、この日は着任のご挨拶に多くの方々が訪ねて来られた。加賀谷副会長、戸倉副会長、小野副会長、柳澤専務理事、佐藤常任理事と共に応対。

3日 第1回正副会長会議

平成30年度となり、連合会として整理、確認すべき事項について正副会長会議を招集し、協議を行う。

3日 所有者不明土地等に関する特命委員会

自由民主党本部で開催された標記特命委員会に関連資格者団体として柳澤専務理事と共に参加。数多くの国会議員の先生方が出席の中、所有者不明土地問題に対する、私たち土地家屋調査士の現状と今後の関与方針等に関して報告し、さらには質問いただいた内容にお応えした。

4日 河村建夫第59回朝食勉強会

自由民主党の衆議院予算委員長を務められている、河村建夫議員のセミナーに出席。「国家予算から見た日本のあるべき姿」と題された講演をお聴きする。

4日 衆議院議員石田真敏君を励ます会

自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟の役職を務めていただいている和歌山県選出の衆議院議員の石田先生を励ます会に参加。Society5.0の世界を基に日本の未来を語る。

9日 竹内顧問ご母様ご葬儀に参列

竹内八十二元連合会長のお母様の訃報に触れ、ご葬儀に参列させていただく。祭壇に置かれたお写真は、とても優しくなお母様である。ご冥福をお祈りします。

11日 ちょうさし俳壇選者深谷健吾先生来訪

毎月発行している会報「土地家屋調査士」の「ちょうさし俳壇」選者である、元岐阜会会員の深谷健吾先生が会長室を訪ねて来られ、俳句に対する熱い思いをお聞きさせていただく。「ちょうさし俳壇」のコーナーは、水上要蔵元連合会長も選者を務めておられた由緒ある紙面だ。30年間も継続いただいていることにも感謝申し上げた。

11日 第2回正副会長会議

正副会長会議を招集し、午後からの常任理事会における審議事項、協議事項を確認するとともに、喫緊の課題等に関して意識の共有を図る。

11日、12日 第1回常任理事会

平成30年度最初の常任理事会を開催。各部等からの報告を受けた後、13項目に上る審議事項と13項目の協議事項につき真っ向から議論を行う。

12日 第1回監査会

常任理事会終了後、各副会長、専務理事、財務部長と共に監査会に臨む。平成29年度から公認会計士の先生も外部監事として加わっていただいている。業務監査、会計監査と連合会会務全般にわたりご意見をいただいた。

12日 日本弁護士連合会 平成30年度会長・副会長就任披露会

日弁連の新会長、新副会長の就任披露会に柳澤専務理事と共に出席。新会長は東京弁護士会所属の先生であり、15名の副会長と1名の事務総長が支える執行体制である。

14日 加藤幸男氏黄綬褒章受章祝賀会

前大阪会会長の加藤幸男先生の黄綬褒章受章祝賀会に出席。加藤先生は、常にエネルギーに私たちを導いてくれている。私からの挨拶では、年頭に先生から頂いた年賀状の言葉「志あるところに道は開ける。」を紹介させていただき、今後ご指導賜るよう、お願いさせていただいた。また、祝賀会の中で披露された、梅花学園チアリーディングチームによる演技には圧倒されたところである。



第11回国際地籍シンポジウム(福岡)

研究論文募集のお知らせ

「国際地籍シンポジウム」は、平成10年秋に台湾で開催された、韓国・台湾・日本を核とした研究者・実務家の研究大会において設立された「国際地籍学会」の主催によるもので、2年ごとに三者持ち回りで開催されているものでありますが、この度、来る11月21日(水)に、福岡県(福岡市)において第11回国際地籍シンポジウムが開催されることとなり、そこで論文の発表を予定しております。

つきましては、同シンポジウムにおいて発表していただく論文を下の要領により、募集いたしますので、奮ってご応募いただきますようお願いいたします。

なお、応募に際しては、まず、論文の＜要約＞をご提出いただき、日本土地家屋調査士会連合会で選考の上、入選された方々につきまして、改めて、論文(本文)のご提出をお願いすることにしております。

●募集論文のテーマ

メインテーマ 『地籍 Society5.0』～地籍制度の充実による「超スマート社会」の実現～

(1) 地籍に関する制度、法律、教育

超スマート社会に対応するために必要な新たな法整備の必要性、制度の変革及び新たな教育改革に関する研究

(2) 地籍情報に係る技術(測量、測位、情報処理等)

地籍情報の高度化に対応できる技術の進歩と地図作成・更新の効率化に関する技術の研究

(3) 土地空間情報に係る連携・進化(土地空間情報の多目的利用、流通、融合等)

超スマート社会が必要とする地籍情報のオープンデータ化及び共有化が進むことによる産業再編に係る研究

上記(1)から(3)のいずれかに関するもの

＜要 約＞

○**応募資格** 土地家屋調査士会員(ただし、日調連研究所研究員及び地籍問題研究会会員の外部研究員を含みます。)

○書 式

データ形式: Microsoft Word形式

用 紙: A4判1～2枚

フ ェ ン ト: MS明朝(英文はTimes New Roman)

フォントサイズ: 12ポイント

(ただし、タイトルは20ポイント太字、サブタイトルは16ポイント太字、見出しは12ポイント太字にしてください。)

文字数及び行数: 35文字・35行

余 白: 上下左右: 25 mm

○**応募方法** 応募する論文(要約)は原則として1人1テーマとし、要約(日本語)を以下のEメールアドレス宛て送信してください。

○**送 付 先** rengokai@chosashi.or.jp

※メール件名を「国際地籍シンポジウム論文」としてください。

※メール本文に「論文テーマ」「所属会(土地家屋調査士会員の場合)」「氏名」「住所・電話番号・FAX番号」を明記してください。

※要約の最後に執筆者の氏名、所属会(土地家屋調査士会員の場合)、住所、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを明記してください。

○**締 切 り** 平成30年6月15日(金)必着

要約を審査した上で、入選者には7月上旬に改めて日本土地家屋調査士会連合会から論文作成を依頼します。

※参考までに論文(本文)の書式等は次のとおりです。

＜論 文＞

○**書 式 等** 書式は要約と同じです。ただし、10枚程度とします。

また、論文のデータ及びPDFを上記Eメールアドレス宛てに送信(又は論文データを記録したCD-ROM及び印刷した論文1部を郵送)していただきます。

なお、応募原稿及び資料は返却いたしません。

○**締 切 り** 平成30年8月上旬予定

第11回国際地籍シンポジウム プログラム(案)

期 間 2018年11月21日(水)
 開催場所 ホテル日航福岡(福岡県福岡市)
 主催機関 国際地籍学会
 実施機関 日本土地家屋調査士会連合会
 協 力 地籍問題研究会、日本土地家屋調査士会連合会九州ブロック協議会、
 福岡県土地家屋調査士会、福岡県公共嘱託登記土地家屋調査士協会
 メインテーマ 「地籍Society5.0～地籍制度の充実による「超スマート社会の実現～」

日付	時間	プログラム	
11月21日(水)	08:30-09:30	受付	
	09:30-10:00	開会式	
	10:00-10:15	休憩	
	10:15-10:45	基調講演(30分)	
	10:45-11:00	休憩	
	論文発表1 (75分) 11:00-12:15	会場1 「地籍に関する制度、法律、教育」 論文発表3名(台・韓・日1人ずつ) 1人25分(質疑応答含む。)	会場2 「土地空間情報に係る連携・進化 (土地空間情報の多目的利用、 流通、融合等)」 論文発表3名(台・韓・日1人ずつ) 1人25分(質疑応答含む。)
	12:15-13:15	昼食	
	論文発表2 (75分) 13:15-14:30	会場1 「地籍情報に係る技術(測量、測位、 情報処理等)」 論文発表3名(台・韓・日1人ずつ) 1人25分(質疑応答含む。)	会場2 「地籍に関する制度、法律、教育」 論文発表3名(台・韓・日1人ずつ) 1人25分(質疑応答含む。)
	14:30-14:45	休憩	
	論文発表3 (75分) 14:45-16:00	会場1 「土地空間情報に係る連携・進化 (土地空間情報の多目的利用、 流通、融合等)」 論文発表3名(台・韓・日1人ずつ) 1人25分(質疑応答含む。)	会場2 「地籍情報に係る技術(測量、測位、 情報処理等)」 論文発表3名(台・韓・日1人ずつ) 1人25分(質疑応答含む。)
	16:00-16:15	休憩	
	16:15-16:45	総括(30分)	
	16:45-17:00	閉会式	

「土地家屋調査士白書2018」 発刊のお知らせ

平成28年3月に刊行された『土地家屋調査士白書2016』から統計等のデータを更新するとともに、土地家屋調査士に関する様々なデータを一元的に集約した『土地家屋調査士白書2018』(A4判、両面・カラー印刷、全152頁、全第9章)を刊行しました。土地家屋調査士制度の一層の理解を得るために、是非、活用していただきたいと考えております。



土地家屋調査士白書2018年版の発刊にあたり ～選択される資格者でありつづけるために～

今般、土地家屋調査士白書2018年版の発刊に至りました。

振り返りますと、土地家屋調査士が誕生したのは、昭和25年7月の土地家屋調査士法制定の時とされていますが、その道のりは決して平坦ではなく、大変な難産の末、多くの先輩方が茨の道を切り開いての努力の賜物であると聞き及んでいます。それから今日まで60年以上の時間が経過しました。この白書が、我が国で生活する皆様にとって、現代社会における土地家屋調査士の立ち位置を確認するための一助になることを願うところでもあります。

ところで、土地家屋調査士制度は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年に制度制定70年を迎えますが、それに呼応するように、私たち土地家屋調査士の業務に対する社会の「期待」と「注目」は、今までにないほど高まっていると感じています。「所有者不明土地問題」、「管理放棄された土地問題」、「空き家問題」、「相続未了問題」は、土地家屋調査士の業務に深く密接した問題であると自覚するとともに、今後も起こり得る自然災害等に迅速・的確・適正に対応できるようにするために、「事前復興」、「早期の災害復興」のための活動を継続してまいります。

なお、今回の白書発刊における特集企画としては、「所有者不明土地問題と土地家屋調査士」をテーマに藤巻慎一氏(森ビル株式会社執行役員)、吉原祥子氏(東京財団研究員)、当職による座談会の様子を掲載しています。皆様方にとりましても我が国の不動産の明確化に対する関心を高めていただけるための更なる一歩となれば幸いです。

最後に、本白書の編集にあたり、法務省、国土交通省、最高裁判所、株式会社不動産経済研究所をはじめ関係団体、各土地家屋調査士会の皆様には、数多くの貴重なデータの提供等ご協力いただきましたことに深く感謝いたします。

平成30年3月

日本土地家屋調査士会連合会 会長 岡田 潤一郎

土地家屋調査士の誕生から68年
実勢や取り巻く環境について収録した、貴重な資料

土地家屋調査士白書 2018

日本土地家屋調査士会連合会 編

2018年3月刊 A4判 152頁 定価1,944円(本体1,800円) ➡ 特価1,750円(税込)

- 土地家屋調査士及び土地家屋調査士会に関する様々な統計データを一元的に集約。
- 制度広報や、将来の展望に際しての統計集としても活用できる。

特集 座談会『所有者不明土地問題と土地家屋調査士』

【登壇者】吉原 祥子（公益財団法人東京財団研究員）・藤巻 慎一（森ビル株式会社執行役員）
岡田潤一郎（日本土地調査士会連合会会長）
【司 会】金関 圭子（日本土地家屋調査士会連合会常任理事（広報部長））

第1編 土地家屋調査士の取組み

～時代の風を受け、輝ける明日に向かう

第1章 安心して暮らせる社会の実現を目指す

- 1 所有者不明土地問題、空き家問題と土地家屋調査士の関わり
- 2 大規模災害と土地家屋調査士の関わり（相談業務等）
- 3 社会的、教育的な活動と土地家屋調査士の関わり

第2章 境界紛争のない社会を目指す

- 1 土地境界紛争が起きない社会
～「境界紛争ゼロ宣言!!」
- 2 国際地籍シンポジウムの開催
- 3 地籍問題研究会
- 4 土地の筆界に関する「地域の慣習（地図等の歴史的資料類）」の研究
- 5 土地家屋調査士会が運営するADR境界問題相談センター
- 6 筆界特定制度と土地家屋調査士の関わり

第2編 土地家屋調査士の取組み

～私たちは走り続ける

第3章 不動産に関する権利の明確化に寄与する

- 1 不動産登記事件数の推移
- 2 土地の表示に関する主な登記事件数の推移
- 3 建物の表示に関する主な登記事件数の推移
- 4 土地家屋調査士とオンライン登記申請
- 5 参考資料 国土交通省「土地白書」から
- 6 公共嘱託登記

第4章 研究、研鑽し、発信する

- 1 日本土地家屋調査士会連合会の「研究所」について
- 2 国際的な法整備支援事業への協力
- 3 土地家屋調査士特別研修とADR代理関係業務認定土地家屋調査士
- 4 土地家屋調査士会による研修会
- 5 ブロック協議会による新人研修
- 6 土地家屋調査士の研修の充実
(研修インフォメーション、eラーニング)

第3編 土地家屋調査士の体制

～私たちは寄り添う

第5章 日本全国あなたの近くの土地家屋調査士

- 1 全国の土地家屋調査士会
- 2 全国の土地家屋調査士人口
- 3 土地家屋調査士試験受験者数、合格者数及び合格率等
- 4 都道府県別人口と各法律専門職等士業人口
- 5 各都道府県における土地家屋調査士（法人含む）事務所の補助者について
- 6 日本土地家屋調査士会連合会組織について
- 7 土地家屋調査士政治連盟

第6章 土地家屋調査士 自らを省みる

- 1 土地家屋調査士の登録
- 2 懲戒処分

第7章 土地家屋調査士が歩み続けた道

- 1 土地家屋調査士制度の誕生
- 2 日本土地家屋調査士会連合会の歩み並びに土地家屋調査士制度及び不動産登記制度の変遷

FAX注文書

FAX 03-3953-2061

※商品のお届け方法は郵送となります。

販促コード 204134

書 名	特価(税込)	部 数
土地家屋調査士白書2018	1,750円	冊

フリガナ お 名 前			
ご 住 所	〒		
	E-mail:		
	TEL:	FAX:	

※ご記入いただいた個人情報、ご注文いただいた商品の発送、お支払い確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM・アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 <http://www.kajo.co.jp/>
TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID:@nihonkajo

3月

20日

登記基準点有識者協議会

＜協議事項＞

- 1 座長選任について
- 2 登記基準点の認定状況について
- 3 登記基準点の検定について
- 4 認定登記基準点についての意見交換

22日、23日

第7回財務部会

＜協議事項＞

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 予算執行の適正管理について
- 3 福利厚生及び共済事業の充実について
- 4 土地家屋調査士会の財政面における自律機能の確保について
- 5 民事月報の実費頒布について
- 6 元号の変更に伴う各種用紙等の対応について
- 7 各種規則の一部改正(案)等について
- 8 平成30年度予算(案)について
- 9 会報の契約期間について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の一部改正について
- 11 契約の執行に関する取扱基準について
- 12 登記小六法の頒布手数料について

23日

第6回社会事業部会

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士会ADRセンター事例集(仮称)の作成について
- 2 社会事業部における空き家対策について
- 3 土地家屋調査士関連業務の拡充について
- 4 平成30年度における事業計画(案)及び同案における具体的な取組内容について

登記基準点評価委員会・日調連技術センター合同会議

＜協議事項＞

- 1 ネットワーク型RTK観測法を利用した筆界点測量マニュアル(案)について
- 2 「G空間情報センター」のウェブサイトへの情報公開について
- 3 登記基準点認定規程及び登記基準点測量作業規程運用基準の一部改正(案)について
- 4 平成30年の会議について

28日

研究所第2回研究テーマ「地籍国際標準」会議(電子会議)

＜協議事項＞

- 1 研究テーマ「地籍に関する学術的・学際的研究」について

28日、29日

第7回総務部会

＜協議事項＞

- 1 第75回定時総会提出議案及び運営等について
- 2 平成30年度総務部事業計画(案)における具体的な内容について
- 3 平成30年度総務担当者会同の開催について
- 4 大規模災害等における被災会員に関する被害状況報告への対応について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会情報公開に関する規則の一部改正(案)について
- 6 今後の全国会長会議の運営等について
- 7 平成31年版土地家屋調査士手帳の作成について
- 8 事務所形態検討チームからの申し送り事項について
- 9 退職金特別会計の廃止及び当該廃止に伴う日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 10 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
- 11 連合会顧問の委嘱について
- 12 会則の一部改正に係る事前内議及び規則の一部改正に係る照会について

29日

第4回事務所形態検討チーム会議

＜協議事項＞

- 1 土地家屋調査士法人業務処理マニュアルの作成について

4月

3日

第1回正副会長会議

＜協議事項＞

- 1 所有者不明土地に関する骨太の方針について
- 2 平成29年度事業経過の確認・整理と今後の対応について
- 3 平成30年度事業計画(案)について
- 4 平成30年度予算(案)について
- 5 官民オープンデータ化PTの組成と制度対策本部員の追加選任について
- 6 制度対策本部、制度の将来に係る検討の平

成30年度の執行計画案と制度対策本部員の追加選任について

5日、6日

第1回広報部会

<協議事項>

- 1 平成30年度こども霞が関見学デーについて
- 2 オリジナル測量野帳の配布について
- 3 空き家問題に関するリーフレットの作成について
- 4 PR動画コンテストの実施時期及び実施方法について
- 5 海拔表示板設置事業の推進について
- 6 寄附講座・出前授業のアンケート結果の考察と平成30年度の取組について
- 7 会報の編集及び発行に関する事項について
- 8 平成30年度の編集会議(電子会議)の開催方法について
- 9 第12回つくば国際ウォーキング大会への協賛について
- 10 平成30年度広報部予算(案)について

6日

第1回編集会議(電子会議)

<協議事項>

- 1 「事務所運営に必要な知識」掲載記事について
- 2 土地家屋調査士会の実施する事業等の紹介について
- 3 5月号の編集状況、6月号以降の掲載記事について
- 4 イベント情報の取材及び寄稿について

9日

第1回財務部会

<協議事項>

- 1 中長期的な財政計画の検討について
- 2 福利厚生及び共済事業の充実について
- 3 登記小六法の頒布手数料について
- 4 各種規則の一部改正(案)等について
- 5 日本土地家屋調査士会連合会役員給与規程及び日本土地家屋調査士会連合会旅費規程(役員・職員)の一部改正等について
- 6 契約の執行に関する取扱基準について
- 7 平成29年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
- 8 平成30年度一般会計及び特別会計予算(案)について
- 9 平成30年度の財務部会の日程について
- 10 有限会社桐栄サービス株主総会について

10日

第1回調測要領委員会

<協議事項>

- 1 調査・測量実施要領の改訂について

11日

第2回正副会長会議

<協議事項>

- 1 平成30年度第1回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について
- 2 学会シンポジウムへの連合会の参画について
- 3 準天頂衛星システム(QZSS)衛星7機体制に係る高精度衛星測位サービス利用促進協議会(QBIC)からの情報提供願いへの対応について
- 4 民事第二課との協議会の日程について

11日、12日

第1回常任理事会

<審議事項>

- 1 平成30年度日本土地家屋調査士会連合会被顕彰者について
 - 2 平成29年度一般会計及び同特別会計収入支出決算報告について
 - 3 第11回国際地籍シンポジウム実行委員会の設置について
 - 4 連合会顧問の委嘱について
 - 5 日本土地家屋調査士会連合会会則の一部改正(案)について
 - 6 退職金特別会計の廃止及び日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
 - 7 第14回土地家屋調査士特別研修の実施に係る公益財団法人日弁連法務研究財団との委託契約について
 - 8 平成31年度土地家屋調査士新人研修について
 - 9 平成30年度事業方針大綱(案)及び同事業計画(案)について
 - 10 平成30年度一般会計及び同特別会計収入支出予算(案)について
 - 11 第75回定時総会提出議案について
 - 12 官民オープンデータ化PTの設置と制度対策本部員の追加選任について
 - 13 制度対策本部における制度の将来に係る検討の平成30年度執行計画案と制度対策本部員の追加選任について
- ###### <協議事項>
- 1 平成30年度の「骨太の方針」に盛り込む土地家屋調査士としての提言について
 - 2 「区分建物表示登記に関する事例と実務」

- (仮称)の発行に伴う出版契約及び印税の取扱い等について
- 3 FIG Young Surveyors Network Asian Pacific Meeting 2018 in Japanへの後援等参画について
 - 4 第11回国際地籍シンポジウムの運営等について
 - 5 第75回定時総会の対応について
 - 6 日本土地家屋調査士会連合会特別会計規程の一部改正(案)について
 - 7 土地家屋調査士会の会員数に応じた事業助成について
 - 8 認定登記基準点の検定委託に係る各土地家屋調査士会への補助金の減額等の通知について
 - 9 認定登記基準点の成果等の情報を「G空間情

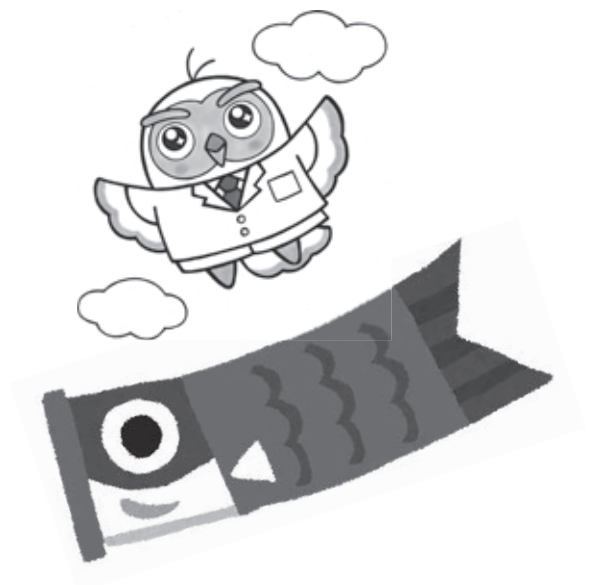
報センター」のウェブサイトの情報公開することについて

- 10 平成31年度(2019年度)土地家屋調査士事務所形態及び業務報酬に関する実態調査の実施について
- 11 中央実施型の新人研修について
- 12 土地家屋調査士会ADRセンター事例集の作成及び同事例集作成に当たっての事例収集について
- 13 日本登記法研究会の理事について

第1回常任理事会業務監査

12日、13日

第1回監査会



土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者

平成30年3月1日付

神奈川	3085	黒田	哲也
神奈川	3086	佐藤	弘康
埼玉	2662	鮫島	聡
埼玉	2663	金川	庸平
静岡	1807	勝谷	透
静岡	1808	本田	雅一
静岡	1809	渡邊	正樹
静岡	1810	岩渕	弘典
大阪	3332	土肥	伸之
大阪	3333	住友	孝臣
大阪	3334	山田	貴志
大阪	3335	武内	恒行
京都	903	宇土祐太郎	
兵庫	2501	田中	紀昌
兵庫	2502	田淵	雄太
愛知	2970	大脇	崇
愛知	2971	岩井	博次
三重	897	稲葉	慎祐
岐阜	1293	古川	和義
広島	1894	永田	裕之
山口	975	濱田	裕治
島根	507	山本	和良
大分	843	成松	由美
山形	1239	奥山	彰太
岩手	1160	青木	紀彦
青森	774	和田	宗之
札幌	1203	高橋	雄大
旭川	301	宇野	元
釧路	350	森	広樹

平成30年3月12日付

神奈川	3087	秦泉寺	智峰
静岡	1811	瀬戸	英幸
新潟	2220	曾根	亮
大阪	3336	岡田	篤
大阪	3337	平山	征二
兵庫	2503	岡崎	啓介
愛知	2972	細江	恭平
岐阜	1294	窪田	研介
広島	1895	駒方	宏史
福岡	2320	植木	信也
福岡	2321	半田ゆかり	
岩手	1161	阿部	雅行
青森	775	志田	豊治

札幌 1204 笹島 和寛

平成30年3月20日付

東京	8035	鶴戸西	貴博
神奈川	3088	浦野	哲也
千葉	2196	土井	翔
京都	904	中島	雪絵
福井	445	中谷	友昭

登録取消し者

平成29年7月20日付

滋賀	174	宇野	英子
----	-----	----	----

平成30年1月10日付

東京	5200	青木	三郎
大阪	1598	奥須賀	昭剛

平成30年1月11日付

東京	6989	松田	龍治
----	------	----	----

平成30年1月16日付

滋賀	187	辻	茂雄
----	-----	---	----

平成30年1月28日付

福岡	1242	角田	巖
----	------	----	---

平成30年2月5日付

静岡	1178	鈴木	康之
----	------	----	----

平成30年2月7日付

東京	6328	尾畑	浩
----	------	----	---

平成30年2月11日付

熊本	963	光木	隆由
----	-----	----	----

平成30年2月12日付

長崎	494	中川	忠則
----	-----	----	----

平成30年2月16日付

長崎	743	木村	薫
----	-----	----	---

平成30年2月19日付

和歌山	401	小倉	卓司
-----	-----	----	----

平成30年3月1日付

京都	385	梶	平夫
岡山	1052	藤原	誠志
熊本	1197	平江	孝士
福島	1111	佐藤	公正

平成30年3月12日付

東京	7768	横山	貴永
埼玉	1549	秋元	常正
千葉	922	石川	菊治
栃木	764	谷田部	政男
静岡	871	眞田	正義
山梨	400	平賀	悠也
大阪	1657	中山敬一郎	
大阪	1885	浦田	修
大阪	2859	佐藤	福素
愛知	1491	今井	喬
福井	217	増田外來士	
広島	1707	宮崎	彰司
岡山	1380	木村	信彦
福岡	2137	秀島	昌孝
秋田	790	齋藤	博

平成30年3月20日付

東京	5441	加藤	隆弘
埼玉	949	高尾	邦夫
千葉	988	小島	貞雄
栃木	871	上島	久雄
新潟	1812	山崎	修
石川	620	前田	政義
鹿児島	1011	興松	久夫
徳島	304	川田	敏夫

ADR認定土地家屋調査士登録者

平成30年3月1日付

東京	6705	井藤	賢作
兵庫	2501	田中	紀昌
岐阜	1293	古川	和義
鹿児島	804	馬場	幸二
釧路	350	森	広樹

平成30年3月12日付

東京	7139	渡部	宗弘
東京	7286	川村	健
長野	2519	久保	智則

平成30年3月20日付

東京	7488	木口	尚典
神奈川	3088	浦野	哲也
千葉	2196	土井	翔
旭川	299	辻	壮太

基金事務局から Part4

私は今年46歳になった。ついこの間まで20代だったような気がしているが、月日のたつのは本当に早いものだ。当然、私以外の人も同様に年齢を重ねていて、葬儀に参列する機会が増えたり、親戚が認知症になったりして、老後について考えさせられることが多くなった。

私の祖母は90歳と98歳まで生きた。祖父が先に亡くなった後、祖母は二人とも80歳過ぎまで自分で仕事をし、収入を得て暮らしていた。おかげで、葬儀代まで自分で用意してくれていた。果たして、私は自分の老後をこんな風に迎えることができるだろうか？



私が迎える老後は、祖母が過ごした老後とはずいぶん違うことになっているだろう。祖母はケータイを持っていなかったし、家にはパソコンも無かったし、WOWOWも観ていなかった。当然、インターネットで買い物なんてしたこともなかったので、出歩けなくなったら買い物もぐっと減った。単純に考えても、今の私とは毎月の出費が違う。祖母には必要のなかったスマホ代、インターネット代、有料放送代などが今の私には必要だ。出歩けなくなっても、ネット通販で買い物までできてしまう。無限に広がる出費だ。

生まれた時からスマホがある世代の人達が、まだ誰も老後を迎えていないので分からないが、これは一体何歳まで使い続けるのだろうか？今では生活に欠かせないものとなってしまっているが、年齢とともにふと興味も必要も感じなくなる日がくるのだろうか？それとも、老人ホームのベッドの上でもSNSを更新し、誰も会いに来てくれなくても社会とつながっているような気がする寂しくない老後になっているのだろうか？そうすると、その利用料は一生払い続けるということか？老人ホーム代に加え、スマホ代、果てはネット通販代まで。払えるのか？私。考え出すと不安でならない。

国民年金は満額でもらえたとしても、毎月約65,000円しかない。それで老人ホーム代とスマホ代が賄えるとは思えない。そうすると、老後の生活において、国民年金以外に毎月1万円の収入があるのとならないのではえらい違いだ。スマホ代が払えるのかどうかという金額だ。不安だとぼんやり思っているだけでは老後の収入は増えない。老後の収入を増やすには、若いうちに備えておく必要があるのだ。

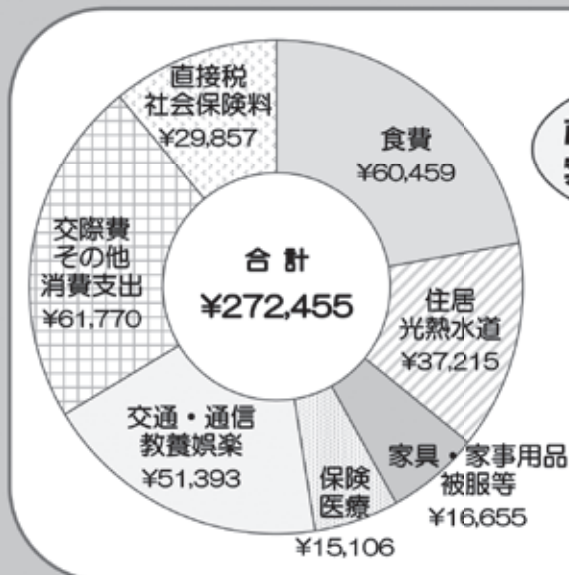
ご存知だと思うが、国民年金基金に加入するなら若いに越したことはない。若い方が毎月の掛金は安く、老後に受け取る年金は多くなるからだ。しかし、冒頭にもあったように、年月はあっという間に過ぎ去っていく。気付けば、もう若いとはいえない年齢になっているかもしれない。そうだとすると、確実にいえることは、「今が一番若い」ということだ。明日には一日、来年には一年、年齢は重ねていく一方だ。この先、今より若くなることはありえない。「いずれ老後の備えを始めよう。」なんて呑気なことを言っている場合ではないのではないか？老後のスマホ代、あなたは払えそうですか？



老後だってお金はかかる



私は75歳の主婦です。
78歳になる夫と二人暮らしで、
今は二人とも仕事はしていません。



歳をとっても、生活には
案外お金が掛かるのよ。



老後に必要な生活費の平均月額

約 **27万円**

(夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの
無職世帯の平均的な老後の生活費)

*厚生労働白書より

若いうちに入っておけば、
毎月の掛金は安く&受取年金額は多い。
いずれ入ろうと思っているなら
早い方がいいですよ。



私たちは、
不足分の一部を
国民年金基金で
補っています。

国民年金だけでは
14万円
足りません

でも

国民年金の年金月額は

約 **13万円**

(夫妻2人の老齢基礎年金月額が
満額の場合)



6月がお誕生月のみなさま

翌月になると掛金が上がってしまいます。

6月15日までがご加入・増口のチャンス!

土地家屋調査士国民年金基金

フリーダイヤル

0120-145-040

(平日 9:00~17:00)

平成29年度全国理事長会議報告

平成30年2月15日(木) 13時15分から16日(金) 12時までの2日間にわたり、ホテルメトロポリタンエドモント(東京都千代田区飯田橋)において、平成29年度全国理事長会議が開催された。榊原典夫会長から加盟協会が官から選択される組織となるために全公連として努めてまいりたいとの挨拶の後、以下のとおり、日程に基づき進行された。



榊原会長

<平成29年度委員会報告と平成30年度事業計画案>

(1) 広報委員会

全公連だより Vol.1 及び Vol.2 を発刊したことについて報告があった。

今後、全公連だより Vol.3 及び Vol.4 を順次発刊予定。これとは別に広報紙を発行する予定。

土地家屋調査士制度をけん引する公嘱協会としての内部伝達的な全公連だよりと異なり、広報誌はその名のとおり対外的広報として予定しており、全国の所属協会の皆様の協力をお願いしたいとの要請があった。

(2) 業務研究委員会

国土調査法第10条2項業務と、官民境界確認補助業務の研究推進を二本柱としており、全国協会にアンケートを実施し、平成29年11月に「国土調査法第10条2項委託による地図づくり」を第2回研修会として開催した。今後も公嘱協会が地図づくりに参画していく上で関係法令、業務上の問題について検討し、

概況調査、FR工程等を活用し、境界資料を読み解いた調査士型ともいえる地図作成の提案に努めていきたい。官民境界確認補助業務について実施したアンケートには、官民境界確認方法、成果の報告管理、報酬等、全般にわたり考え方の相違事項が見受けられた。官民境界確認補助業務は土地家屋調査士法第3条、同第64条の業務であるか否かの疑事に答えるべく、また目指すは官民境界等の一括管理と見据え、「官民境界確認に関する手続」事務の安定化に資し、関係官公署に啓発活動を行うに有効な資料を練り上げ、この業務の推進を図ることで不動産の明確化に寄与すべく研究していくとの報告があった。

(3) 平成30年度事業計画案

平成30年度事業計画遂行のため基本指針を定め、加盟協会の更なる発展のため統一の理念の下に会務運営を図る。加盟協会が官から選択される協会にふさわしい組織となるため、その設立の趣旨に沿った事業の受託や組織の運営のために必要な情報提供と研修、関係部署への陳情等を行うため、事業計画を継続的事業とタイムリーな重点的事业に分け、効率的な会務運営に努めると事業計画案の説明がされた。

<講演>

「復興業務と地図作成への提案」という演目で、激甚災害における協力に関する協定を交わした、福井コンピュータ株式会社マーキュリー事業部エキスパートの西川晃様から、地籍調査(14条地図)支援システムの講演をいただき、株式会社トプコンソキアポジショニングジャパン営業本部営業支援部部長の村石隆様から、災害復興支援体制及び地図作成業務へのご提案をいただいた。



福井コンピュータ 西川講師



トプコンソキア 村石講師

「日調連における重点課題と今後の三団体の連携について」という演目で日本土地家屋調査士会連合会会長の岡田潤一郎様より日調連で現在取り組んでいる各事案について講演をいただいた。

「政府の骨太方針に沿った業界団体としての要望について」という演目で全国土地家屋調査士政治連盟会長の横山一夫様から政治連盟顧問加入方法他講演をいただいた。

三団体の更なる結束こそが土地家屋調査士の明るい未来には欠かせないとの願いが具現化しつつあることを象徴する会となった。



日調連 岡田会長



全調政連 横山会長

<意見交換会>

メインテーマを「協会運営と今後の課題」とし総務、経理、広報関係として、法人代表者の社会保険加入に関する事項、公益法人における公印の取扱い、監事の理事会欠席の可否、自家用車使用の際の旅費の算出根拠、法人運営に伴う悩み照会、災害関係として、災害時予備費に関する規定素案に関する意見照会、災害に関する勉強会の事例の紹介、業務研修関係として、地籍調査の組織形態、全国国土調査協会の研修の参加について、全公連が開催する研修会等について意見交換がされた。業務推進関係として、国の一般競争入札への対応について意見交換がされた。

災害時予備費については、2,000万円を目途に積み立てるのが相当との意見を複数の協会からいただいた。

スライドによる災害に関する勉強会の事例紹介が望月副会長により行われた。日頃の社会貢献に勤む姿勢こそが官に選ばれる礎となり、行く末を照ら



意見交換会風景

し出すとの説得力みなぎる報告であった。

沖縄協会から地籍調査の組織形態、協会の経費負担、事務作業の振り分けなど、業務の円滑、効率的的手法について照会希望があり、経験協会である三重協会、静岡協会、長崎協会から地籍調査実施状況の説明があった。

この度の全国の理事長による意見交換はすこぶる活発なものとなり、各項目とも予定していた時間では収まりきらぬ白熱したものとなった。思い深ければ悩みも深し、より一層の向上を願う心の表れと感取した。

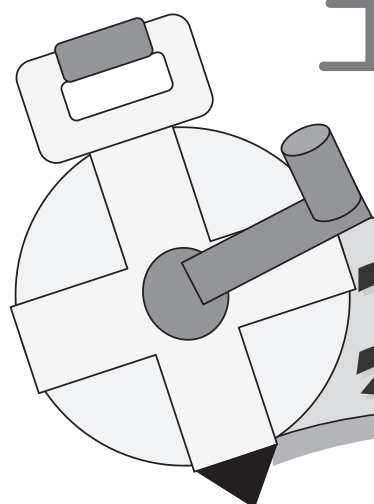
以上のとおり、各委員会報告、講演、意見交換会は執り行われ、会議は終了した。

(理事 岩村昌司)

■ 会議経過及び会議予定

4月9日	第1回全司協との協議会
4月9～10日	第1回監査会
4月10～11日	第1回理事会
6月28日	第2回理事会
6月28～29日	第33回定時総会及び第1回研修会
6月29日	第3回理事会
7月23～24日	第2回地図作成実務研修会
10月11日	第2回監査会
10月12日	第4回理事会
11月12～13日	第2回研修会
11月13日	第5回理事会

土地家屋調査士 賠償責任保険



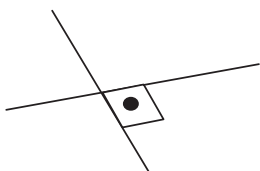
募集中

情報漏えい賠償責任補償特約
の付帯をおすすめします。



お支払例①

測量の際、境界標の設置
を誤り、誤った面積を登記
したために顧客に損害を
与えた。



お支払例②

事務所のパソコンがウイル
スに感染し、顧客の個人
情報が漏えいしたことで損
害賠償請求を受けた。



お支払例③

境界確認のための立会い
の際に、立会人がころんで
けがをし、通院した。



ポイント!

調査士に賠償責任が発生しな
いケースでも見舞金の対象とな
ります。
*ただし、事前に保険会社の同意が
必要となります。



保険期間：平成30年4月1日から1年間

中途加入可能です。毎月20日締切・翌月1日補償開始となります。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問合せ先】

<取扱代理店> **有限会社 桐栄サービス** TEL.03(5282)5166
〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> **三井住友海上火災保険株式会社** TEL.03(3259)6692
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

日本土地家屋調査士会連合会共済会

B17-101858 使用期限：2019年4月1日

○ 平成三十年四月一日付け異動

地方方法務局

地方方法務局

地方方法務局

地方方法務局

ち ょ う さ し 俳 壇

第396回



「町薄暑」

深谷健吾

地図を手に二の町三の町薄暑
卯波寄す恋路ヶ浜の砂の音
薔薇一輪剪りて一輪挿しに活け
宿坊の京の筍づくしかな

当季雑詠

深谷健吾選

茨城 島田 操

茶受けにと草の餅にて持てなされ
啓蟄や車庫を出てゆく農耕機
廃校の庭に百年桜かな
閉校の門を去りゆく卒業生

岐阜 堀越 貞有

鈍行の汽車を乗り継ぎ春の旅
富有柿産地一面柿若葉
公園の卓を囲みて花の昼
祖母の背を包むがごとく春日傘

茨城 中原 ひそむ

散り急ぎ注連を朱に染む桜蕊
西暦は今も馴染めぬ竹の秋
裏庭は手入れ届かず破れ傘
大あくび犬にうつして春の昼

愛知 鍋田 建治

氷見沖の洋上に浮く蜃気楼
口いつぱい開けて泳ぐや鯉のぼり

島根 やまつつじ

御手洗の水の溢るる彼岸寺
ビニールの傘に溶けゆく春の雪

今月の作品から

深谷健吾

島田 操

廃校の庭に百年桜かな

「桜」とは、日本の国花。自生種・園芸種
含めて数百種類ある。現在広まっている染
井吉野は明治初期に東京の染井村(豊島区)
で作られた品種である。現在では人口減少・
過疎化などにより廃校は増加傾向。提句は
廃校となる名門の百年桜の情景を詠んだ一
句か。哀感をそそる見事な人事句である。

堀越 貞有

公園の卓を囲みて花の昼

「花の昼」は、春の季語「花」の傍題。花と
いえば平安時代以降、桜の花をさすのが一
般的。花時の昼間をさす。ビジネス街の昼
食時の公園を連想。即ち桜満開の公園のベ
ンチの卓を囲みて弁当を食しながら、仲間
との談笑のひと時。正に仕事での疲れを癒
す至福のひとつでもある。うらかな明る
い春の情景を詠んだ秀句である。

中原 ひそむ

大あくび犬にうつして春の昼

「春の昼」は、季語「春昼」の傍題。春の日
はのんびりと明るい。うとうとと眠りを誘

われるような心地の良さだが、どことなく
けだるさを感じる。提句は作者が春の陽気
に誘われ大欠伸をしたところ、犬までが大
欠伸したところを見逃さず詠みきつたところ
が妙。俳句は何時でも、何処でも作れます。
長閑な情景を俳諧味のある一句に仕立て上
げた秀句である。

鍋田 建治

氷見沖の洋上に浮く蜃気楼

「蜃気楼」とは、天氣が良く、風の弱い日、
空氣の温度差による異常屈折によって、海
上や砂漠に船舶・風景など、本来見えない
はずの遠くのものが見える現象。富山湾で
見られるのが有名。蜃気楼は滅多に見られ
ないが、空中楼阁と言われるさまは正に神
秘的である。運よく氷見市で見た情景を映
像化して詠んだ見事な一句である。

やまつつじ

御手洗の水の溢るる彼岸寺

「彼岸寺」とは、彼岸七日の間に寺や墓に
詣でること。寺では彼岸のお勤めや説教な
どがある。「御手洗」とは神社の社頭にあつ
て参詣者が手や口を浄める所。春の彼岸の
頃になると山寺の御手洗は雪解水で満杯
に。寒さも春の彼岸までの情景を御手洗の
水に託して詠んだ佳句である。

大阪会

「今年で4年目、 小学生に測量実習 北河内支部外部広報活動」

社会事業担当副支部長 今村 健太郎



『土地家屋調査士大阪』第329号

平成30年2月3日(土)節分です。
今日も快晴。

宝探しをメインとした測量体験では、グラウンドでの開催が必須です。屋外でできなくては楽しさも半減してしまいます。体験指導員(土地家屋調査士)の日ごろの行い?が良いのか、本当に今まで一度も雨が降りませんでした。今回も子どもたちの良い笑顔が見られそうです。本会から社会事業部の正井利明副部長と川口良仁理事にお越しいただき、私の同期で豊能支部の吉田孝信先生、阪南支部の吉沢淳之介先生にも見学に来ていただきました。他支部の方にも興味をもってもらえてうれしいかぎりです。少しでも調査士の広報につながれば幸いです。

午前8時30分、小学校に到着。今から1時間もすれば子どもたちが学校にやってきてしまいます。指導員担当の支部会員たちは5つの班に分かれて急いで宝箱を埋め

始めます。この事業に携わってきた私からすれば、指導員一人ひとりで埋める場所が十人十色で面白いです。目印(例えば、木や鉄棒など)の近くに埋める人もいれば、全く何もないところに埋める人もいます。それぞれ自分なりのこだわりがあるのでしょう。測量体験は今年度で4年目になりますが、回数は10回を超えています。指導員たちも熟練の手際の良さであっという間に宝箱を埋め、手づくり器械で測量していきます。そして、その測量結果を白紙の紙に記載していきます。宝の地図の完成です。A点からB点をバックにスタートし、C点を探し出す。次にC点に移動し、A点をバックに埋めた宝箱を探し出すといったものです。宝箱は亡失した境界杭、宝の地図が地積測量図といったところでしょうか。実務の測設作業と同じ方式です。これまたさまざまな味のある5枚の宝の地図が完

成し、準備万端です。

午前9時30分、子どもたちが集まってきました。まずは教室で紙芝居ですが、子どもたちの人数が少ない! 20名ほど…。どうやらインフルエンザが猛威をふるっているとのことで非常に残念ですが、一班減らすことにしました。私の班が埋めた宝箱は永久に掘り起こされないことに…(後でちゃんと回収しましたが)。

気を取り直して紙芝居を行います。紙芝居はオリジナルキャラクター『とちのこぞう』と一緒に境界紛争を解決する土地家屋調査士の活躍を見学し、境界杭の大切さ(じめんのボタン)を知っていくという内容になっています。われわれの業務内容を知ってもらい、その技術で宝箱を探そうという企画です。今回は一人の指導員から「北河内支部のキャラクター『とちねこ』が宝の地図を見つける設定はどうか」との提案がありましたの



で、急ぎょ採用しやってみることにしました。紙芝居が終わったところドンドンと扉をたたく音がしたら『とちねこ』が宝の地図を掲げながら入ってきます。子どもたちのテンションは一気に最高潮に達しました。見事大ウケ。今後も使っていくと思います(笑)

さて、いよいよグラウンドでの宝探しです。各班それぞれ地図を頼りに、手づくり器械とエスロンテープを駆使しながら探していきます。各自スコップで掘り出し、カツンと何かに当たると一気にクライマックスです。『あったー』と大きな声が響きわたります。見つけた宝箱の中には『くいのすけ』ス

トラップ(支部会員手づくり)が入っており、子どもたちにそのままプレゼントします。このときの子どもたちの笑顔はいつ見ても最高です。

最後に、保護者向けの業務内容リーフレットと本会のノベルティグッズ『アニメジャー』『ボールペ

ン』をプレゼントし、この日の体験も事故もなく無事に実施できました。いつの日か、大人になった彼らと業務で出会い『くいのすけ知ってる。昔、測量体験したよ』なんて言葉が聞けたら良いと思います。それまで頑張って現役でいよう(笑)



編集後記

「人間のできる唯一のことは、自分自身が精神的に成長することです。」

～フォードル・ドストエフスキー～

ゴールデンウィーク、どのようにお過ごしになりましたか？ついに汗ばむ季節到来。梅雨前線を気にしながら業務を行っているのは、私だけではないですね。

紙上でお伝えしましたとおり、日調連では「土地家屋調査士白書2018」を発刊しました。「土地家屋調査士白書」は、土地家屋調査士制度誕生からこれまで蓄積してきた統計や遍歴、私たちの将来を考える上での資料として活用できる書籍です。皆様にご覧いただき、関係機関への制度広報や寄附講座、出前授業等での説明資料としてもご活用いただけますと幸いです。

お手元にこの連合会報が届く頃、全国の土地家屋調査士会では総会が開催されていると思います。来月は、日調連の総会です。日調連も新執行部となり、

1年が過ぎようとしています。平成29年度の活動報告、平成30年度の事業方針をお伝えし、更なる土地家屋調査士制度発展へ進んでいくことはもちろん、個人的にも、この1年で1歩でも「精神的に成長」していることを願うばかりです。

ロシアが世界に誇る作家といえば、間違いなくドストエフスキーでしょう。思想家でもある彼の小説は、ページが進まず「文章が難しい…。心が折れそう…。」というのが率直な感想。しかし、読んでいるうちに「奥が深い。面白い！」と変化。読み終える頃には、強烈なインパクトが全身を巡ります。ドストエフスキーの本を手にしたことがない方は、『罪と罰』、『カラマーゾフの兄弟』等の名作を、読んでみませんか？私同様、「難しい…。」と感じられるかもしれませんが、読み終えたときの脳裏に残る感情は何事にも代えられないと思います。

広報部次長 山口賢一(長崎会)

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価 1部 100円
1年分 1,200円
(送料別)

(土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収)

発行者 会長 岡田 潤一郎

発行所 日本土地家屋調査士会連合会[©]

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館
電話：03-3292-0050 FAX：03-3292-0059
URL：http://www.chosashi.or.jp E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所 十一房印刷工業株式会社